

1 相談の窓口 - 1 -

○日光市福祉事務所	- 1 -
○日光市保健・福祉センター	- 1 -
○栃木県健康福祉センター	- 1 -
○日光市社会福祉協議会	- 1 -
○障がいに関する相談窓口	- 2 -
民生委員・児童委員	- 2 -
身体障がい者相談員	- 2 -
知的障がい者相談員	- 2 -
精神保健福祉相談員	- 2 -
日光市障がい者相談支援センター	- 3 -
日光市の指定特定相談支援事業所	- 3 -
日光市障がい者虐待防止センター	- 3 -
児童相談所	- 4 -
精神保健福祉センター	- 4 -
あすてらすにっこう	- 4 -
障害者総合相談所	- 5 -
とちぎ難病相談支援センター	- 5 -
リハビリテーション病院	- 5 -
身体障害者総合相談所	- 5 -
障害者地域生活相談所（障害者110番）	- 6 -
その他の施設・相談窓口	- 6 -
2 サービス利用への支援と障がいのある方の権利擁護	- 7 -
○障がい者相談支援事業	- 7 -
○判断支援と障がいのある方の権利擁護	- 7 -
成年後見制度	- 7 -
日常生活自立支援事業	- 8 -
福祉サービスに関する苦情解決制度	- 8 -
3 手帳	- 9 -
○身体障害者手帳	- 9 -
○療育手帳	- 10 -
○精神障害者保健福祉手帳	- 11 -
4 福祉サービス	- 12 -
○介護給付	- 12 -
居宅介護（ホームヘルプ）	- 13 -
重度訪問介護	- 13 -
同行援護	- 14 -
行動援護	- 14 -
重度障がい者等包括支援	- 14 -
短期入所（ショートステイ）	- 15 -
療養介護	- 15 -
生活介護	- 16 -
施設入所支援	- 16 -
○訓練等給付	- 17 -

自立訓練（機能訓練）	- 17 -
自立訓練（生活訓練）	- 17 -
就労移行支援	- 17 -
就労選択支援（令和7年10月～）	- 18 -
就労定着支援	- 18 -
就労継続支援A型（雇用型）	- 18 -
就労継続支援B型（非雇用型）	- 19 -
共同生活援助（グループホーム）	- 20 -
自立生活援助	- 21 -
○障がい児通所支援	- 21 -
○地域生活支援事業	- 23 -
相談支援事業	- 23 -
意思疎通支援事業	- 24 -
日常生活用具等給付事業	- 24 -
移動支援事業	- 25 -
地域活動支援センター事業	- 26 -
福祉ホーム事業	- 26 -
訪問入浴サービス事業	- 26 -
社会参加促進事業	- 28 -
日中一時支援事業	- 29 -
重症障がい者等医療的ケア支援事業	- 29 -
○その他の事業	- 29 -
障がい福祉サービス施設等通所費助成事業	- 29 -
小児慢性特定疾病児への日常生活用具の給付	- 30 -
地域支援事業：通所型サービスB（オアシス支援事業）	- 31 -
視覚障がい者用防災ベスト	- 31 -
5 医療・訪問審査	- 32 -
○医療費負担の軽減	- 32 -
自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付	- 32 -
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	- 32 -
重度心身障がい者医療費の助成	- 33 -
65歳からの後期高齢者医療への適用	- 34 -
指定難病治療研究事業・小児慢性特定疾病治療研究事業	- 35 -
○障がいのある方の歯科治療	- 35 -
とちぎ歯の健康センター障害者歯科診療所	- 35 -
障害者歯科相談医	- 35 -
6 手当・年金等	- 36 -
○年金	- 36 -
障害基礎年金	- 36 -
障害厚生年金・障害手当金	- 36 -
○手当等	- 37 -
特別障害者手当	- 37 -
障害児福祉手当	- 38 -
特別児童扶養手当	- 38 -
指定難病等患者見舞金	- 39 -

重度交通事故後遺障害者介護料	- 39 -
重度心身障がい者介護手当	- 40 -
補助犬飼育費等補助金	- 40 -
○心身障害者扶養共済制度	- 41 -
○生活福祉資金	- 42 -
7 税金・公共料金の減免	- 44 -
○税金の減免	- 44 -
○運賃の割引等	- 46 -
鉄道運賃の割引	- 46 -
バス運賃の割引	- 47 -
航空運賃の割引	- 47 -
ハイヤー・タクシーの運賃割引	- 48 -
○タクシー利用券の給付	- 48 -
○有料道路通行料の割引	- 49 -
○公共料金などの減免	- 49 -
NTT 無料番号案内（ふれあい案内）	- 49 -
携帯電話基本料金などの割引	- 49 -
NHK 受信料の減免	- 50 -
郵便料の減免	- 50 -
○県立施設の入館料等の免除	- 51 -
○市の施設利用に係る使用料等の免除	- 51 -
8 生活の質の向上	- 53 -
○住宅（居宅）環境の整備	- 53 -
市営住宅の抽選の優遇	- 53 -
県営住宅の優先入居	- 53 -
重度身体障がい者住宅改造事業	- 53 -
○自家用車等の利用	- 54 -
駐車禁止地帯の駐車	- 54 -
○リフト付きタクシー（ワゴン車）の運行	- 54 -
○コミュニケーション手段の充実	- 54 -
点字図書・録音図書の貸出	- 54 -
電話リレーサービス	- 54 -
身体障がい者補助犬の貸与	- 55 -
声の広報・点字広報	- 55 -
○ハートプラスマーク	- 55 -
○おもいやり駐車スペース利用証	- 55 -
○耳マークカード	- 57 -
○ヘルプカード	- 57 -
○ヘルプマーク	- 58 -
9 補装具費の支給	- 58 -
○補装具の交付・修理・借受け	- 58 -
軽度・中等度難聴児の補聴器の交付・修理	- 59 -
○紙おむつ券の給付	- 59 -
10 就労	- 60 -
○就業相談の窓口	- 60 -

1 相談の窓口

○日光市福祉事務所

いろいろな困りごとの相談を行っており、必要に応じケースワーカーが家庭を訪問し、相談に応じます。

名 称	所 在 地	担 当 課	電話番号	FAX
日光市福祉事務所	〒321-1292 日光市今市本町 1	社会福祉課	21-5149	21-5105

○日光市保健・福祉センター

保健・福祉センターでは、健康診査などによる障がいの早期発見、健康指導、健康に関する相談などを行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
今市保健福祉センター	〒321-1262 日光市平ヶ崎 109	21-2756	21-2968

○栃木県健康福祉センター

県健康福祉センターでは、困りごとの相談のほか心身に障がいのある児童の早期発見や特定疾患、精神保健福祉など総合的な保健衛生の相談に応じています。

名 称	所 在 地	担当部など	電話番号	FAX
栃木県 今市健康福祉センター	〒321-1263 日光市瀬川 51-8	総務企画担当 保健衛生課	21-1066	22-6321
栃木県 県西健康福祉センター	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	総務企画課 健康支援課	0289-64-3125 0289-62-6224	0289-64-3919

○日光市社会福祉協議会

社会福祉協議会では、福祉に関する相談、ボランティアへの支援、福祉機器のレンタルなどを行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
日光市社会福祉協議会 (本所)	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 2-6	25-3070	25-3075
日光市社会福祉協議会 (今市支所)	〒321-1292 日光市今市本町 1	21-2759	25-6828
日光市社会福祉協議会 (日光支所)	〒321-1435 日光市花石町 1942-1	54-2143	53-0539
日光市社会福祉協議会 (藤原支所)	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 2-6	25-7576	25-7288
日光市社会福祉協議会 (足尾支所)	〒321-1514 日光市足尾町通洞 8-2	93-0002	93-0010
日光市社会福祉協議会 (栗山支所)	〒321-2713 日光市黒部 54-1	97-1188	97-1555

○障がいに関する相談窓口

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市と連携をとりながら、身体に障がいのある方や知的障がいのある方をはじめ、高齢者や児童、あるいは生活に困っている方の相談にあたっています。市内には237人（定数）の民生委員（内26人は、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員）がいます。

身体障がい者相談員

身体に障がいのある方の福祉に理解のある民間の協力者が相談員になり、身体に障がいのある方又はその家族からのいろいろな相談に応じています。

日光市内には6人の身体障がい者相談員がいます。

氏名	地区	電話番号	氏名	地区	電話番号
伊原 ふみ江	今市	0288-26-4951	増田 薫	日光	0288-53-3303
福富 泰宏	今市	080-7731-0731	大貫 明	足尾	0288-93-4317
宮本 一夫	今市	080-6516-0771	君島 一	栗山	090-2205-4668

知的障がい者相談員

知的障がいのある方の福祉に理解のある民間の協力者が相談員になり、知的障がいのある方又はその家族からのいろいろな相談に応じています。

日光市内には9人の知的障がい者相談員がいます。

氏名	地区	電話番号	氏名	地区	電話番号
鷹鷲 平一郎	今市	0288-21-3373	若林 言幸	日光	090-7701-6637
東野 孝志	今市	0288-26-9627	渡邊 和子	日光	0288-54-0306
松井 千恵	今市	0288-22-9275	小島 加陽子	藤原	0288-76-8213
柳田 友一	今市	0288-26-1608	小久保 光雄	足尾	0288-93-2863
			高山 満寿夫	栗山	090-2932-4517

精神保健福祉相談員

栃木県健康福祉センターでは精神保健福祉相談員の資格をもった保健師などが、精神保健福祉に関する相談や訪問指導を行っています。

日光市障がい者相談支援センター

障がいのある方の地域生活を支えるため、相談支援専門員が窓口となり、各種福祉制度の紹介や相談・支援・調整などを行います。

(くわしくは7ページ「障がい者相談支援事業」の項をご覧ください。)

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
日光市障がい者相談支援センター	〒321-1292 日光市今市本町1番地 (日光市社会福祉課内)	22-8522	21-5105

日光市の指定特定相談支援事業所

原則として障がい福祉サービスを利用する場合、すべての方がサービス等利用計画の作成対象となり、指定特定相談支援事業者が作成した計画に基づいてサービスの支給決定を行います。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
コプラス相談支援事業部	〒321-1272 日光市今市本町11-4 グランドハイツドリーム202	25-3096	25-3097
愛晃の杜	〒321-1435 日光市花石町1846-1	53-6166	53-6167
障害児者計画相談支援センター こうろく	〒321-1102 日光市板橋178-29	25-6294	25-6295
より道相談支援センター	〒321-2341 日光市大沢町24-1	26-2010	26-2010
相談支援事業所すかい	〒321-2525 日光市小佐越83	25-6613	
つばさ園	〒321-1262 日光市平ヶ崎109	22-2251	21-2968
ドリーム	〒321-2341 日光市大沢町274	090-4820-7653	65-2281

日光市障がい者虐待防止センター

障がいのある方に対する虐待を防止し、養護者(家族等)を支援するため、24時間体制で、障がい者の虐待に関わる通報や届出の受理、支援などの相談に応じています。

障がいのある方が、家族、施設などの職員、会社などの事業主などから、虐待されていることに気づいた人は、速やかに通報してください。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
日光市障がい者虐待防止センター	〒321-1292 日光市今市本町1番地 (日光市社会福祉課内)	25-3715	21-5105 (休日夜間対応) 25-3737

児童相談所

18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じています。特に、心身に障がいのある児童については、専門家による判定や養育面の指導、また、必要に応じて心身障がい児施設への入所措置などを行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
栃木県中央児童相談所	〒320-0071	028-665-7830	028-665-7831
	宇都宮市野沢町 4-1	028-665-7789 (療育手帳専用)	

精神保健福祉センター

精神的不安や悩み、思春期の問題、アルコールなどに関する相談に応じるとともに作業訓練等による精神科リハビリテーションを行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
栃木県精神保健福祉センター	〒329-1104 宇都宮市下岡本 2145-13	028-673-8785	028-673-6530

こころのダイヤル 専門の電話カウンセラーと医師による電話相談を行っています。

相談日時 月曜日～金曜日（9：00～17：00）

電話番号 028-673-8341

あすてらすにっこう

高齢の方や障がいのある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう暮らし、福祉などに関する様々な相談に対し、支援を行っています。

名 称	地域	所 在 地	電話番号	FAX
あすてらすにっこう	代表	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 2-6 (日光市社会福祉協議会内)	25-3070	25-3075
	今市	〒321-1292 日光市今市本町 1 (日光市社会福祉協議会今市支所内)	21-5577	21-3110
	日光	〒321-1435 日光市花石町 1942-1 (日光市社会福祉協議会日光支所内)	54-2143	53-0539
	藤原	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 2-6 (日光市社会福祉協議会藤原支所内)	25-7576	25-7288
	足尾	〒321-1514 日光市足尾町通洞 8-2 (日光市社会福祉協議会足尾支所内)	93-0002	93-0010
	栗山	〒321-2713 日光市黒部 54-1 (日光市社会福祉協議会栗山支所内)	97-1188	97-1555

一般相談 来所又は電話による相談 月曜日～金曜日 9:00～16:00

専門相談 弁護士・社会福祉士など専門家による相談 月2回（予約が必要です）

（くわしくは7ページ「判断支援と障がいのある方の権利擁護」の項をご覧ください。）

障害者総合相談所

障がいのある方に関わる方への専門的指導・助言のほか、身体に障がいのある方に対する更生医療や補装具などの判定、知的障がいのある方に対する療育手帳の判定、発達障がい・高次脳機能障がいに対する専門的な助言などを行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
栃木県障害者総合相談所	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1	身体障がいに関すること 028-623-7010 療育手帳に関すること 028-611-1208	028-623-7255

電話相談 相談員、心理判定員、療法士などの専門職員が電話による相談に応じています。
相談日時 月曜日～金曜日（9:00～12:00、13:00～16:00）
電話番号 028-623-7010

とちぎ難病相談支援センター

難病患者やその家族を対象に就労、福祉サービスなどに関する相談を受けるほか、定期的に専門医が医療相談会を実施しています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
とちぎ難病相談支援センター	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 （とちぎ健康の森1階）	028-623-6113	028-623-6100

電話相談 月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 面接相談は予約制です。
医療相談 毎月2回開催（予約制） 13:00～16:00

リハビリテーション病院

脳血管疾患や脳性まひ、脊髄損傷などにより四肢や体幹機能に障がいのある方で短期集中型のリハビリテーションを必要とする患者などを対象としています。（病院、診療所などから紹介状が必要です。）

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
医療センター	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 （栃木県立リハビリテーションセンター内）	028-623-7051 （初診予約） 028-623-7254	028-623-7052 （初診予約） 028-623-7052

身体障害者総合相談所

身体に障がいのある方の結婚に関する各種の相談や就労に関する相談などを行っています。（水曜日・土曜日・日曜日に、相談を行っています。）

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
身体障害者総合相談所 （栃木県身体障害者団体連絡協議会内）	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 （とちぎ福祉プラザ内）	028-623-6353	028-623-6353

障害者地域生活相談所(障害者110番)

地域における障がいのある方の自立と社会参加の一層の促進を図るため、栃木県弁護士会の協力による法的な助言や生活上のいろいろな相談を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
障害者地域生活相談所 (栃木県知的障害者育成会内)	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 (とちぎ福祉プラザ内)	028-624-3789	028-624-8631

その他の施設・相談窓口

施設など名称	内容	住所・電話番号など
栃木県立リハビリテーションセンター	とちぎ健康の森にあり、医療センター、障害者総合相談所、とちぎ難病相談支援センターのほか、障害者自立訓練センターや特別支援学校、こども療育センター、こども発達支援センター等が集まった複合施設です。	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 障害者総合相談所 TEL 028-623-7010 医療センター(病院) TEL 028-623-7051
とちぎ福祉プラザ	障がいのある方をはじめ幅広い方の交流や文化活動など、また地域社会づくりを担う自主的な福祉活動の拠点です。	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 TEL 028-621-2940
日光市ひきこもり相談センター かがやき	ひきこもりに関する総合的な相談窓口です。地域で安心した生活が営めるように、一人ひとりの状況に応じて必要な支援につなぎ、また社会生活の再開や自立に向けた方法を一緒に考える相談支援を行います。	〒321-1261 日光市今市 741 TEL 0288-25-5508
成年後見制度に関する窓口 日光市社会福祉課 リーガルサポートセンターとちぎ ぱあとなあ・とちぎ 高齢者等援護センター		くわしくは7ページをご覧ください。
苦情解決に関する窓口 栃木県運営適正化委員会		くわしくは8ページをご覧ください。
就業に関する相談窓口 ハローワーク日光(公共職業安定所) 栃木障害者職業センター		くわしくは60ページをご覧ください。
療育・教育に関する相談 今市保健福祉センター(健康課) 栃木県西健康福祉センター 栃木県今市健康福祉センター 日光市福祉事務所(社会福祉課) 日光市教育委員会(教育相談室) 栃木県立今市特別支援学校(早期教育相談室「たんぽぽ」) 栃木県総合教育センター		くわしくは61～63ページをご覧ください。

2 サービス利用への支援と障がいのある方の権利擁護

○障がい者相談支援事業

障がいのある方の地域生活を支えるため、障がい者相談支援センターの相談支援専門員が相談に応じます。

- 対 象 者 障害のある方またはその家族（障がいの種別や程度、年齢は問いません）
- 主 な 内 容 ① 障がい福祉サービスや各種制度の紹介や相談
② 家庭訪問及び来所、電話による相談
- 開 設 日 時 祝日を除く月曜日～金曜日（8:30～17:15）
※ただし、電話による相談は、24時間受け付けています（無休）

お問い合わせ	日光市障がい者相談支援センター 日光市役所社会福祉課内 22-8522
--------	--

○判断支援と障がいのある方の権利擁護

成年後見制度

精神上的の障がいによって判断能力が十分でない方（知的障がいのある方・精神障がいのある方・認知症の高齢の方など）の権利を守るために後見人や保佐人などをたてる制度です。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。 援助は必要に応じて複数の方又は法人を選任することがあります。
保 佐	特に不十分	保佐人	
補 助	不十分	補助人	
任 意 後 見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

お問い合わせ	日光市役所社会福祉課	0288-21-5174
	または	
	リーガルサポートセンターとちぎ(司法書士会)	028-614-1122
	ぱあとなあ・とちぎ(社会福祉士会)	028-623-0810
	高齢者等援護センター(弁護士会)	028-622-2008

日常生活自立支援事業

障がいのある方などの権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活が送れるよう、暮らしや福祉サービスなどに関するさまざまな相談に対応し、支援を行います。

対象者 在宅や施設生活、あるいは入院生活をされている知的障がいのある方、精神障がいのある方などで判断能力が十分でない方や、身体にハンディがあるため日常生活での福祉サービスの利用や金銭管理などがうまくできない方など。

内容

区分	内 容	料 金
日常生活支援サービス	福祉サービスに関する情報提供や相談対応、サービス利用に関する手続き、苦情解決制度の利用手続き等について援助します。	1回あたり (約1時間) 1,500円
日常的金銭管理サービス	福祉サービス利用料の支払、年金・福祉手当の受領、医療費の支払、税金・公共料金の支払、日用品等の代金支払、その他必要な支払の援助や、預金の払戻、解約等の金銭管理について援助します。	1回あたり (約1時間) 1,500円
書類等預かりサービス	預金通帳、権利証書、保険証書、実印などの重要書類を安全に保管します。 ※現金、株券、貴金属等は預かれません。	1ヶ月当たり 500円

お問い合わせ	あすてらすにっこう 日光市社会福祉協議会内 25-3070
--------	----------------------------------

福祉サービスに関する苦情解決制度

各種福祉サービスを利用した際の処遇に関する苦情や、福祉サービスの利用契約の締結・履行・解除などに関する苦情をお聞きし、解決に当たる制度です。栃木県運営適正化委員会は相談を受けると、事実確認、相談者への報告・助言、事業者への申し入れ、解決のためのあっせん案の提示、改善確認などを行います。(相談料・あっせん料は無料です。)

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
栃木県運営適正化委員会 (栃木県社会福祉協議会内)	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 (とちぎ福祉プラザ内)	028-622-2941	028-622-2316

3 手 帳

○身体障害者手帳

身体に障がいのある方に対するさまざまな援助を受けるためには、まず身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。

障がい種類 視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、肝臓もしくは免疫機能障がい)

障がい程度 1級・2級(重度)、3級・4級(中度)、5級・6級(軽度)

手 続

区 分	用意するもの	提出先
はじめて手帳の交付を申請するとき	診断書(指定医が記載したもの)、写真(横 3cm×縦 4cm、無帽・正面向き)、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど)	市 役 所 障がい福祉係 各行政センター
等級を変更しようとするとき	診断書(指定医が記載したもの)、身体障害者手帳、写真(横 3cm×縦 4cm、無帽・正面向き)、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど)	
手帳を紛失したとき	写真(横 3cm×縦 4cm、無帽・正面向き)、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど)	
手帳を破損・汚損したとき	破損又は汚損した身体障害者手帳、写真(横 3cm×縦 4cm、無帽・正面向き)、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど)	
紛失していた手帳が見つかったとき	見つかった身体障害者手帳	
氏名を変更したとき 市内で転居したとき 障がいの程度に該当しなくなったとき 死亡したとき	身体障害者手帳	
市外に転出したとき	身体障害者手帳	転出先の市区 町村役場

注 意 事 項 身体障害者手帳は他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請することになっています。

○療育手帳

知的障がいのある方に対して、各種援助を受けやすくするために、療育手帳の交付を行っています。

障がい程度 A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階
再判定 療育手帳交付の際に次回の判定時期が指定されますので、その時期までに栃木県中央児童相談所（18歳未満）あるいは栃木県障害者総合相談所（18歳以上）で再判定を受ける必要があります。

再判定はWEBサイトにて予約が出来ます。WEBサイトは右記のQRコードより確認できます。予約は次期判定月の2か月前から可能です。

次期判定月を過ぎている場合や、状態の変化により次期判定年月ではない時期に再判定を希望する場合は、電話での予約をお願いします。



18歳未満



18歳以上

手 続

区 分	用意するもの	提出先
はじめて手帳の交付を申請するとき	写真（横3cm×縦4cm、無帽・正面向き）、母子手帳など（ご本人の生育歴がわかるもの）、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※申請後、栃木県中央児童相談所又は栃木県障害者総合相談所で面接があります。（面接の日程は申請の際に予約します。）	市役所 障がい福祉係
手帳を紛失したとき	写真（横3cm×縦4cm、無帽・正面向き）	市役所 障がい福祉係
手帳の記載欄の余白がなくなったとき	療育手帳、写真（横3cm×縦4cm、無帽・正面向き）	
手帳を破損・汚損したとき	破損又は汚損した療育手帳、写真（横3cm×縦4cm、無帽正面向き）	
紛失していた手帳が見つかったとき	見つかった療育手帳	
氏名を変更したとき 市内で転居したとき 障がいの程度に該当しなくなったとき 死亡したとき	療育手帳	各行政センター
障がいの程度が変わったとき	療育手帳	栃木県児童相談所又は栃木県障害者総合相談所
再判定を受けようとするとき	療育手帳	栃木県児童相談所又は栃木県障害者総合相談所
市外（栃木県内の市町）に転出したとき	療育手帳、印鑑	転出先の市区町村役場
県外に転出したとき	療育手帳、印鑑等 ※転出先の市区町村により、持参するものが異なります。あらかじめお問い合わせください。	転出先の市区町村役場

注 意 事 項 療育手帳は他人に譲ったり、貸したりすることはできません。手帳の申請は、家族や医療機関職員などが代行することができます。

お問い合わせ	栃木県中央児童相談所（18歳未満） 028-665-7789 栃木県障害者総合相談所 知的障害支援課（18歳以上） 028-611-1208
--------	--

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方に対して、社会復帰及び自立、社会参加の促進を図るために精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

障がい程度 1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）
 有効期限 2年（2年毎に障がいの状態を再認定します。有効期限の3ヶ月前から更新の申請ができます。）

手 続

区 分	用意するもの	提出先
はじめて手帳の交付を申請するとき	手帳用診断書または精神障がいを事由とする年金証書及び直近の年金振込み通知書等の写し、写真（横3cm×縦4cm、無帽・正面向き）、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）	市役所 障がい福祉係 各行政センター
更新の手続をしようとするとき 等級を変更しようとするとき	手帳用診断書または精神障がいを事由とする年金証書及び直近の年金振込み通知書等の写し、精神障害者保健福祉手帳、写真（横3cm×縦4cm、無帽・正面向き）、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）	
手帳を紛失したとき	写真（横3cm×縦4cm、無帽・正面向き）、身元確認ができるもの（運転免許証等）	
手帳を破損・汚損したとき	破損又は汚損した精神障害者保健福祉手帳、写真（横3cm×縦4cm、無帽・正面向き）	
紛失していた手帳が見つかったとき	見つかった精神障害者保健福祉手帳	
氏名を変更したとき 市内で転居したとき 障がいの程度に該当しなくなったとき 死亡したとき	精神障害者保健福祉手帳、手帳の交付を受ける方の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）	
市外に転出したとき	精神障害者保健福祉手帳	

注 意 事 項 精神障害者保健福祉手帳は他人に譲ったり、貸したりすることはできません。手帳の申請は、家族や医療機関職員などが代行することができます。

4 福祉サービス

○介護給付

下記のサービスを受ける場合は、障がい支援区分の認定が必要です。(児童の場合は、障がい支援区分の認定は不要です。)

心身の状況に関する80項目のアセスメントのほか、主治医や協力医からの意見書をもとに、障がい支援区分認定審査会において障がい支援区分を認定し、サービスの利用意向、家族などの介護者の状況、社会参加の状況などを勘案してサービスの種類や量について個別に支給決定を行います。支給決定後、利用者である障がいのある方が、自らサービス提供者を選択し、契約によってサービスを利用します。

また、サービスの利用にあたっては「サービス等利用計画」の作成が必要になります。

サービスの種類 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、生活介護、施設入所支援、同行援護、児童発達支援、放課後等デイサービスなど

利 用 料 サービスに要する費用の1割（非課税世帯の方については、費用負担は無料です。また、所得や課税状況に応じて月額負担上限額が設定されます。）食事・送迎のサービスについては別途利用料がかかります。

申 請 手 続

区 分	用意するもの	提出先
初めてサービスを利用しようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> 手帳等障がいの状態が確認できるもの 利用者本人の課税状況が確認できるもの（市外より転入された方） 本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）及び身元確認ができるもの（運転免許証、障害者手帳等） 	市役所 障がい福祉係
現在利用しているサービスの内容や利用時間（日数）などを変更しようとするとき 市内で転居したとき、氏名を変更したとき	受給者証	
更新の手続きをするとき	受給者証	
受給者証を紛失したとき	なし	
受給者証を破損・汚損したとき	破損又は汚損した受給者証	
紛失した受給者証が見つかったとき	見つかった受給者証	
サービス利用中に市外に転居したとき	受給者証	障がい福祉係 及び転出先の 市区町村役場

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

対 象 者 障がい支援区分が区分1以上の方

日光市を通常の対象地域としている居宅介護(ホームヘルプ)サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号	対象者
特定非営利活動法人ウエーブ	日光市瀬川 95-1	21-5330	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
日光市社会福祉協議会ひかり	日光市花石町 1942-1	50-3110	身体障がい者 精神障がい者
サポートつくし	日光市瀬尾 268-8	23-5007	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
おたすけたい	日光市大室 1146-21	25-3803	身体障がい者 知的障がい者 障がい児
ケアサービス咲さく	宇都宮市宝木町 2-1138-7 太陽ガーデンハウス 109	028-666-7523	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
なごみ指定障害福祉サービス事務所	塩谷郡塩谷町熊ノ木 1162-122	0287-45-1008	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児

重度訪問介護

重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする方に対し、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、あるいは外出時の移動支援などを総合的に行います。

対 象 者 障がい支援区分が区分4以上であって、2肢以上に麻痺があり、歩行、移乗、排尿、排便のすべてにおいて支援が必要な方

日光市内の重度訪問介護サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
日光市社会福祉協議会ひかり	日光市花石町 1942-1	50-3110
おたすけたい	日光市大室 1146-21	25-3803

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある方が外出する際に、視覚的な情報（代筆や代読等を含む。）を提供するとともに、移動の援護を行います。

対 象 者 聞き取り調査項目のうち一定の要件を満たしている方。

日光市を通常の対象地域としている同行援護サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人ウエーブ	日光市瀬川 95-1	21-5330
サポートつくし	日光市瀬尾 268-8	23-5007

行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある方が行動するときに生じ得る危険を回避するため、必要な支援や外出時の移動支援を行います。

対 象 者 障がい支援区分が区分3以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている方

重度障がい者等包括支援

常時介護が必要な方の中でも介護の必要性が極めて高いと認められる方に、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的に行います。

対 象 者 障がい支援区分が区分6以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている方

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

対 象 者 障がい支援区分が区分 1 以上の方

日光市内の短期入所（ショートステイ）サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号	対象者
夢っ子	日光市森友 1517-117	32-2280	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
すぎなみき学園	日光市板橋 435-5	25-3131	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
みどりのき	日光市板橋 178-29	25-3294	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
晃麓ひかり	日光市板橋 175-154	25-3204	障がい児
皇海荘	日光市小佐越 8-3	25-6178	知的障がい者
第二皇海荘	日光市小佐越 8-7	25-6620	知的障がい者
短期入所事業所沢道	日光市大沢町 27	23-8211	知的障がい者 精神障がい者
短期入所事業所散歩道	日光市大沢町 36-6	23-8211	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
ユーススタイルホーム日光	日光市土沢字原 2613-2	25-3662	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児

療養介護

医療と常に介護を必要とする方を対象とし、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。

対 象 者 ① 障がい支援区分が区分6以上の方

② 筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者は、区分5でも可能

名称	所在地	電話番号
あしかがの森足利病院	足利市大沼田町 615	0284-91-0611
星風会病院星風院	栃木市田村町 925-2	0282-27-5222
国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111
なす療育園	大田原市北金丸 2600-7	0287-20-5100

生活介護

常に介護を必要とする方を対象とし、昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

- 対 象 者 ① 障がい支援区分が区分3（施設入所者は区分4）以上の方
② 年齢が50歳以上の場合、障がい支援区分が区分2（施設入所者区分3）以上の方

日光市内の生活介護サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
夢の森	日光市大沢町 274	32-2280
すぎなみき学園	日光市板橋 435-5	25-3131
みどりのき	日光市板橋 178-29	25-3294
みんなのき	日光市板橋 435-5	25-3131
愛晃の杜	日光市花石町 1846-1	53-6166
皇海荘	日光市小佐越 8-3	25-6178
第二皇海荘	日光市小佐越 8-7	25-6620
生活介護事業所友喜	日光市大沢町 32	23-8211
生活介護事業所ひだまり	日光市木和田島 1373-267	23-8211
就労支援事業所すかい	日光市足尾町 2084	93-2003
すかいきぬ川	日光市小佐越 8-2	25-5261

施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

- 対 象 者 ① 生活介護を受けている障がい支援区分が区分4（50歳以上の方については区分3）以上の方
② 自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況のほかやむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な方

日光市内の施設入所支援サービス提供事業者（一部のみ）

名称	所在地	電話番号
すぎなみき学園	日光市板橋 435-5	25-3131
皇海荘	日光市小佐越 8-3	25-6178
第二皇海荘	日光市小佐越 8-7	25-6620

○訓練等給付

下記のサービスは、障がいのある方の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式に支給決定を行います。サービスの支給決定にあたっては「サービス等利用計画」の作成が必要となります。

- サービスの種類 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援A型（雇成型）、就労継続支援B型（非雇成型）、共同生活援助
- 利用料 サービスに要する費用の1割（所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）食事・送迎のサービスについては別途利用料がかかります。
- 申請手続 12ページの「申請手続き」をご覧ください。

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

- 対象者 ① 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続、身体機能の維持・回復が必要な方
- ② 盲・ろう・特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

栃木県内の自立訓練（機能訓練）サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
栃木県立リハビリテーションセンター 障害者自立訓練センター	宇都宮市駒生町 3337-1	028-623-6310

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

- 対象者 ① 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ② 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する方を対象に、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

- 対象者 ① 企業への就労を希望している方

- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する方
 ※一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業とのマッチングなどを図ることにより雇用または在宅就労が見込まれる方（65歳未満）

就労選択支援

就労先（就労継続支援、就労移行支援、一般企業等）・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント手法を活用し、本人の希望、就労能力・適性等に合った選択をするための支援を行います。

- 対 象 者 ① 就労移行支援・就労継続支援を利用する意向がある方
 ② 現在、就労移行支援・就労継続支援を利用している方

サービス類型		新たに利用希望の方	既に利用している方
就労継続支援 B 型	・50歳に達している方 ・障害基礎年金1級受給の方 ・就労経験のある方	希望に応じて	希望に応じて
	上記以外の方	原則利用	
就労継続支援 A 型		令和9年4月～ 原則利用	
就労移行支援		希望に応じて	令和9年4月～ 原則利用 ※標準利用期間を超えて更新希望の方

日光市内の就労選択支援サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
日光就労選択支援センターいなほ	日光市今市 926-1	0288-25-5455

就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関等と連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活等の問題に関する相談や指導、助言等の支援を行います。

- 対 象 者 就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された方で、就労を継続している期間が6カ月を経過した方

就労継続支援A型（雇用型）

企業などへの就労が困難な方を対象とし、通所により「雇用契約」に基づく就労の

機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けた支援を行います。

- 対 象 者
- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業の雇用に結びつかなかった方
 - ② 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった方
 - ③ 企業などを離職した方など就労経験がある方で、現に雇用状態にない方
- ※ 就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる方（利用開始時は65歳未満）

日光市内の就労継続支援A型（雇用型）サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
いなほ今市	日光市今市 926-1	0288-25-5455
いなほ今市本町	日光市今市本町 19-2	0288-25-3186
第4いちごの里めぐきファーム	日光市安川町 4-13 2階	0288-25-5165

就労継続支援B型（非雇用型）

企業などへの就労が困難な方を対象とし、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方についてその一般就労への移行に向けた支援を行います。

- 対 象 者
- ① 企業などや就労支援事業（雇用型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難な方
 - ② 就労移行支援事業を利用したが、企業などまたは就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった方
 - ③ 上記①、②に該当しない方で、50歳に達している方、または試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された方

日光市内の就労継続支援B型（非雇用型）サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
就労支援事務所すかい	日光市足尾町 2084	93-2003
愛晃の杜	日光市花石町 1846-1	53-6166
ふれ愛の森	日光市今市 1102-1	22-7438
はばたき	日光市今市本町 16-9	21-3365
みどりのき	日光市板橋 435-5	25-3131
夢の森	日光市大沢町 274	32-2280
友歩	日光市小代 1588-16	25-5153
まつぼっくり	日光市鬼怒川温泉大原 2-98	77-2711
バード鬼怒川	日光市鬼怒川温泉大原 1408-9	25-5426
すかい きぬ川	日光市小佐越 8-2	25-6330
おうらん	日光市倉ヶ崎 1-4 レジデンス倉ヶ崎 101	25-7407

いなほ今市本町	日光市今市本町 19-2	25-3186
---------	--------------	---------

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。

対 象 者 障がいをお持ちの方

(身体障がい者にとっては、65歳未満の方または、65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスを利用したことがある方)

日光市内の共同生活援助(グループホーム)サービス提供事業者

設置者	電話番号	名称	所在地	対象者
社会福祉法人 すぎなみき会	25-3131	晃麓ひかり・1号館	日光市板橋	知的障がい者
		晃麓ひかり・2号館		
		晃麓ひかり・3号館	日光市猪倉	
		晃麓ひかり・4号館	日光市板橋	
		晃麓ひかり・5号館	日光市猪倉	
		晃麓ひかり・6号館	日光市板橋	
		晃麓ひかり・7号館		
社会福祉法人 すぎのこ会	53-6166	わたすげ	日光市所野	知的障がい者
		第2わたすげ	日光市所野	
		第3わたすげ	日光市所野	
		キスゲ	日光市土沢	
社会福祉法人 すかい	93-2301	すかい寮	日光市足尾町	知的障がい者
		やまぶき	日光市足尾町松原	
		松原寮	日光市足尾町松原	
		あかね寮	日光市足尾町	
		わかくさ寮	日光市足尾町松原	
		すみれ寮	日光市足尾町掛水	
	25-6602	なでしこ	日光市鬼怒川温泉大原	
		りんどう		
	25-5266	すいれん	日光市小佐越	
		あさがお		
医療法人 秀明会	26-2828	希望	日光市猪倉	精神障がい者
		未来		
社会福祉法人 夢の森福祉会	32-2280	夢ホーム	日光市森友	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
		第2夢ホーム	日光市森友	
一般社団法人	25-7407	おうらん	日光市鬼怒川温泉滝	身体障がい者

ガーネッシュ		おうらん2		知的障がい者 精神障がい者
		おうらん3		
特定非営利活動法人 より道	23-8211	ホームより道	日光市大沢町	知的障がい者 精神障がい者
		ホームみちくさ	日光市大沢町	
		ホームまわり道	日光市大沢町	
		ホーム道	日光市大沢町	
		ホーム散歩道	日光市大沢町	
		ホーム道のり	日光市土沢	
		ホーム沢道	日光市大沢	
		ホーム里の道	日光市木和田島	
特定非営利活動法人 ふれ愛の森	22-7438	泉ハイツ	日光市今市	精神障がい者
株式会社 日本リメイク	090-7703- 5107	グランドホーム	日光市森友	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
		グランドホーム	日光市森友	
株式会社エオン	080-7291- 8488	バード鬼怒川 グループホーム	日光市鬼怒川温泉大原	知的障がい者 精神障がい者
ユースタイルラボラ トリー株式会社	050-1721- 4410	ユースタイルホー ム日光	日光市土沢	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者

自立生活援助

居宅において単身等で生活する障がい者に対して、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

対 象 者 障がい者支援施設もしくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者または居宅において単身であるためもしくは同居家族等が障がいや疾病のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある方

○障がい児通所支援

サービス種別	対象者※	サービス内容
児童発達支援	障がい児 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	障がい児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	障がい児 (就学児)	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

※それぞれのサービスの利用できる対象者は、児童の状況等により詳細な基準が定められています。

詳しくは、申請窓口にお尋ねください。

日光市の児童発達支援サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
日光市こども発達支援センター つばさ園	日光市平ヶ崎 109	22-2251
ミニヨンズラボ	日光市芹沼 1615-3	25-5217
ロBBIA	日光市森友 1599-12	25-7117
sanit	日光市並木町 1-14	25-3203
ラックアップ	日光市吉沢 490-3	25-7704
グローバルキッズメソッド今市店	日光市瀬川 1170-1	25-6843

日光市の保育所等訪問支援サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
日光市こども発達支援センター つばさ園	日光市平ヶ崎 109	22-2251
ミニヨンズラボ	日光市芹沼 1615-3	25-5217

日光市内の放課後等デイサービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
日光市こども発達支援センター つばさ園	日光市平ヶ崎 109	22-2251
みんなのき	日光市板橋 435-5	25-3131
みどりのき (すぎなみキッズ)	日光市板橋 178-29	25-3294
夢っ子	日光市大沢町 274	32-2280
のあの杜	日光市野口 702	25-3523
トム・ソーヤ	日光市今市 703	25-3000
トム・ソーヤ②	日光市今市 622-2	25-3936
ロビンフード	日光市今市 622-2	25-7036
放課後等デイサービスあさがお	日光市大室 1061-1	090-5316-5135
放課後等デイサービス MUSASHI	日光市大沢町 389-2	080-9575-7229
ロBBIA	日光市森友 1599-12	25-7117
sanit	日光市並木町 1-14	25-3203
ラックアップ	日光市吉沢 490-3	25-7704
ひなた学習会 Lund	日光市今市 1005-5	25-3441
ひなた学習会 Le Bois	日光市今市 999-1	25-7351
ひなた学習会 Bosco	日光市今市本町 24-1	25-6426
グローバルキッズメソッド今市店	日光市瀬川 1170-1	25-6843

○地域生活支援事業

障がいのある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを提供します。

相談支援事業

障がいのある方やその家族などから福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスなどの利用支援を行うとともに、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

1)障がい者相談支援事業

7ページをご覧ください。

2)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

対 象 者 次のいずれにも該当する方

- ① 障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない知的障がい又は精神障がいのある方
- ② 市が、成年後見制度の審判の請求を行うことが必要と認める方
- ③ 後見人などの報酬が必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方

意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能障がいがある方に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。

- 対 象 者
- ① 市内に住所を有する聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより日常生活における意思疎通に支障がある方。
 - ② 市が援護する市外の福祉施設に入所中であり、日常生活における意思疎通に支障がある方であって、手話通訳者などの派遣が必要と市長が認める方

利 用 料 無料

申 請 手 続 原則として派遣を受けようとする日の7日前までに、日光市手話通訳者要約筆記奉仕員派遣申請書を市役所社会福祉課に提出する。

※webからの申請も可能です。

日常生活用具等給付事業

障がいのある方、難病患者等に対し、介護訓練支援用具や自立生活支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。また、住宅改修に必要な費用の助成を行います。

対象者及び種目

		区 分	種 目
給 付	身体障がい者児	肢体不自由者（児）	便器、特殊便器、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具（歩行支援用具）、T字状・棒状の杖、収尿器、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具（障がい者専用パソコンソフトなど）、居宅生活動作補助用具（住宅改修）
		肢体不自由者のみ	特殊寝台
		肢体不自由児のみ	訓練用ベッド、訓練いす
	難病患者等	視覚障がい者（児）	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、盲人用体温計（音声式）、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、点字器、盲人用血圧計（音声式）
		視覚障がい者のみ	盲人用時計（音声式、触読式）、盲人用体重計、点字ディスプレイ（聴覚障がいとの重複障がい者に限る）、電磁調理器、情報通信支援用具（障がい者専用パソコンソフトなど）
		聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置（文字放送デコーダーを含む）、人工喉頭（笛式、電動式）、人工鼻
		聴覚障がい者のみ	聴覚障がい者用屋内信号装置、点字ディスプレイ（視覚障がいとの重複障がい者に限る）人工内耳用外部装置および専用電池
		言語障がい者	聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭（笛式、電動式）、携帯用会話補助装置

	内部障がい者（児）	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）本体及び専用センサー、ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）、紙おむつなど（ストマ用装具の装着が困難な方又は先天性疾患などに起因する高度の排尿・排便機能障がいがあり、紙おむつを必要とする方に限る）、酸素ボンベ運搬車
	知的障がい者（児）	特殊便器、特殊マット、頭部保護帽
	知的障がい者のみ	電磁調理器
	身体知的精神障がい共通	火災警報器、自動消火器
貸与	聴覚障がい、音声・言語障がい	ファックス
	難聴者、外出困難者など	福祉電話

※ 難病患者等の範囲は、障害者総合支援法の対象疾病（376疾病）に罹患されている方です。

※ 下線の種目は、難病患者等も対象になります。

※ 種目によっては、年齢や障がいの等級などにより給付などができない場合があります。

※ 居宅生活者に限ります。

※ 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、簡易浴槽は、介護保険サービスが優先されます。

負担額 購入費用の1割（非課税世帯の方については、費用負担は無料です。また、購入費用が市で定める基準額を超える場合は、超える部分についても自己負担となり、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）

申請手続 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳と印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係までご相談ください。

また、対象の難病に罹患されている方は、医師の診断書（所定の書式が障がい福祉係窓口にあります）を病院で書いてもらい、印鑑を持参のうえお越してください。その際、ご本人様の状況について聞き取り調査をさせていただきますのでご協力ください。

移動支援事業

障がいによって屋外での移動が困難な方の地域における自立生活と社会参加を促すため、外出先の歩行の補助や排泄などの支援を行います。

対象者 次の要件に該当する単独歩行が困難な方

- ① 肢体不自由（4級以上）市が援護する肢体、体幹、聴覚、平衡機能障がい、呼吸機能で身体障害者手帳の交付を受けた方
- ② 療育手帳の交付を受けた方
- ③ 精神障害者精神保健福祉手帳の交付を受けた方

利用料 サービスに要する費用の約5%（非課税世帯の方については、費用負担は無料です。また、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）

申請手続 印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係までご相談ください。

日光市エリアの移動支援事業サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 ウェーブ	日光市瀬川 95-1	21-5330
特定非営利活動法人 サポートつくし	日光市瀬尾 268-8	23-5007
特定非営利活動法人 いきいきライフ	日光市土沢 201-1	25-5280
合同会社 おたすけたい	日光市大室 1146-21	25-3803
エスケーワールド(有)	宇都宮市野沢町 335	028-665-0771
グラディールコーポレーション(株)	塩谷町熊ノ木 1162-122	0287-45-1008
(株)スローライフ	宇都宮市下金井町 587	028-678-8781

※ 人工呼吸器により呼吸管理を行っている方や、たん等の吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアを必要とされる方など、その障がいによる症状が重いために、特別の支援が必要と認められた場合には、利用者 1 人に対して複数の支援員による移動支援を受けることができます。

地域活動支援センター事業

創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行い、障がいのある方の地域生活支援の促進を図る事業です。

対 象 者 ① 市内に住所を有する障がいのある方

② 市が援護する市外の福祉施設に入所中の障がいのある方

利 用 料 サービスに要する費用の5%（非課税世帯の方については、費用負担は無料です。また、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）

申 請 手 続 印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係でご相談ください。

日光市内の地域活動支援センター

名称	所在地	電話番号
ふらっと	日光市今市本町 16-8	21-3365

福祉ホーム事業

住宅を求めている障がいのある方が、低額料金で居室や設備などが利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を図り、地域生活の支援を行います。

対 象 者 家庭環境、住宅事情などにより、居宅において生活することが困難な障がいのある方

申 請 手 続 印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係にご相談ください。

訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある方の在宅生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提

供します。

- 対 象 者 在宅の身体に障がいのあるホームヘルプサービスを利用しても自宅での入浴が困難な方（児童）
- 利 用 料 サービスに要する費用の5%（非課税世帯の方については、費用負担は無料です。また、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）
- 申 請 手 続 印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係でご相談ください。

社会参加促進事業

障がいのある方の社会参加を促進するため、点字出版物の発行などを行います。

1) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳により、市の広報、生活情報、その他障がいのある方が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。

2) 奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある方との意思疎通支援の一環として、手話の奉仕員を養成します。

3) 自動車運転免許取得費助成事業

身体に障がいのある方が、自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所などで要した教習費用について助成します。

対 象 者	次のいずれかに該当し、所得税額が年 32,400 円以下の世帯に属する方
	① 肢体不自由者であって、栃木県警察本部長の実施する運転適性検査の結果、クラッチ、ブレーキ、アクセル、その他の装置について改造された車両に限定されて、運転の適性が認められた方
	② 聴覚障がいの程度が2級又は3級であって、補聴器を使用しても音声による通常の会話ができない方
助 成 額	所得税非課税世帯に属する場合 実費（限度額 180,000 円） 所得税額年 32,400 円以下の世帯に属する場合 実費（限度額 90,000 円）
申 請 手 続	身体障害者手帳、栃木県警察本部長の実施する運転適正検査結果通知書、印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係で手続きをしてください。

4) 自動車改造費助成事業

就労などのために重度の身体障がいのある方が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するときは、改造費用を助成しています。

対 象 者	1・2級の上肢、下肢又は体幹機能障がいのある方で、特別障がい者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する方
助 成 額	実費（限度額 100,000 円）
申 請 手 続	身体障害者手帳、業者の改造見積書及び改造図、自動車運転免許証または警察本部長の発行する運転適正検査結果通知書、前年分の所得証明書、印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係で手続きをしてください。

ださい。

日中一時支援事業

一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある方に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護者の休息を確保する事業です。

- 対 象 者 市内に住所を有する在宅で障がいのある方
利 用 料 サービスに要する費用の5%（非課税世帯の方については、費用負担は無料です。また、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）
申 請 手 続 印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係でご相談ください。

日光市を通常の対象地域としている日中一時支援サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
愛晃の杜	日光市花石町 1846-1	53-6166
すぎなみき学園	日光市板橋 435-5	25-3131
みどりのき	日光市板橋 178-29	25-3294
夢の森福祉会	日光市大沢町 274	32-2280

重症障がい者等医療的ケア支援事業

医療的ケアが常時必要な重症障がい者等に対して、見守りや必要な支援を行うことによって、日中における活動の場の提供や、介護者の疲労回復や自由時間を確保する事業です。

- 対 象 者 市内に住所を有し、その障がいによる症状が重いために、次の医療的ケア及びこれに準ずるケアを必要とする方
・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理 ・ たん等の吸引
・ 経管栄養 ・ 導尿 ・ その他市長が認める者
利 用 料 サービスに要する費用の約5%（非課税世帯の方については、費用負担は無料です。また、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）
申 請 手 続 印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係でご相談ください。

重症障がい者等医療的ケア支援事業サービス提供事業者

名称	所在地	電話番号
うりずん	宇都宮市新里町丙 357 番地 14	028-601-7733
とちぎりハビリテーションセンター こども療育センター	宇都宮市駒生町 3337 番地 1	028-623-6138
DAIJI 合同会社	下野市緑 6-25-6	0285-35-6008
最初の一步	宇都宮市御幸ヶ原町 142-60	028-688-7225

○その他の事業

障がい福祉サービス施設等通所費助成事業

公共交通機関（鉄道及びバスに限る。）を自ら利用し、障がい福祉サービス施設等へ通所している障がいのある人に対して、通所に要する費用（運賃）を助成します。

- 対象者 日光市内に居住し、障がい者総合支援法に基づく「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労選択支援」「就労継続支援」「地域活動支援センター」へ、公共交通機関を利用して通所している方
- 助成の額 通所に要する費用（鉄道・バスの運賃）※1
- 助成の時期 申請に基づき、毎年6月、9月、12月、3月の4期に分け、当該月分までを助成します
- 申請手続 次の物を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係でご相談ください
 ①通所している障がい福祉サービス施設等の通所証明書
 ②運賃のわかるもの（定期券、乗車券、領収書等）
 ③印鑑
 ④預金通帳
 ※1 ただし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による

小児慢性特定疾病児への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児の日常生活をやすくするため、日常生活用具が給付されます。

対象者及び種目

対 象 者	種 目	
小児慢性特定疾病治療研究事業の対象となっている児童のうち、児童福祉法及び障害者総合支援法による施策の対象となっていない児童	常時介助を要する	便器
	寝たきりの状態にある	特殊マット、特殊寝台、体位変換器
	上肢機能に障がい	特殊便器
	下肢が不自由	歩行支援用具、車いす
	入浴に介助を要する	入浴補助用具
	自力で排尿できない	特殊尿器
	発作などにより頻繁に転倒する	頭部保護帽
	呼吸器機能に障がい	電気式たん吸引機、ネブライザー（吸入器）
	体温調節が著しく難しい	クールバスト
	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある	紫外線カットクリーム
	人工呼吸器の装着が必要	パルスオキシメーター
	人工肛門、人工膀胱を造設した方	ストーマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）
人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	人工鼻	

負担額 世帯の課税状況などによって、購入費用の一部または全部を負担していただく場合があります。また、購入費用が市の定める基準額を超える場合は、超える分について自己負担となります。

申請手続 必ず購入する前に印鑑を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係でご相談ください。（申請前に購入すると補助の対象になりません。）

地域支援事業：通所型サービスB（オアシス支援事業）

居宅要支援被保険者や事業対象者を中心とした在宅の高齢の方や障がいのある方などが、定期的に利用することができる自主的な通いの場です。送迎・昼食付で、運動活動や趣味活動を楽しみながら介護予防や生きがいつくりを行います。児童・乳幼児なども利用できます。

- 対 象 者 居宅要支援被保険者、事業対象者、継続利用要介護者、
その他の高齢（65歳以上）の方、障がいのある方、児童、乳幼児
- 利 用 料 1日当たり1,200円程度（各施設によって異なります。）
- 申 請 手 続 各施設に直接お申し込みください。

施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号
森友あかね	森友 1125-47	21-4300	杉並	板橋 941-17	26-6940
せがわ	瀬川 1163-2	22-0310	野の花	日光市板橋 2306-1	27-3920
毎日クリスマス	佐下部 305	21-7030	はじめのいっぽ	所野 1541-2371	090-3216-9509
もみの木	大桑町 1161-2	21-9118	ひだまり	日向 579	25-7256
あおぞら	森友 535-5	23-0677	大原あかね	鬼怒川温泉大原 334-6	25-6208
グループこばやし	小林 4046-1	26-8140	ちいさなき	大沢町 334-5	25-7878
ほほえみ	瀬尾 528-8	22-9008			

視覚障がい者用防災ベスト

重度の視覚障がいのある方に対し、視覚障がい者用防災ベストを配布します。災害時に着用していただくことにより、周囲の人に視覚障がいがあることを理解いただき、適切な配慮を行っていただくようにするためのものです。

- 対 象 者
重度の視覚障がいのある方（1・2級）

- 利 用 料
無料

- 申 請 手 続
手続きは不要です。視覚障害による身体障がいの程度が1～2級と判定された方に対し、手帳の交付に併せて配布します。

紛失、汚損等により再交付を希望される場合は、日光市社会福祉課（21-5174）にお問い合わせください。



5 医療・訪問審査

○医療費負担の軽減

自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付

身体障害者手帳を持っている方等に対して、障がいを軽くしたり、機能を回復するための医療(更生医療及び育成医療)の給付を行っています。

この医療給付は、県(国)の指定する医療機関で受けることができます。

対象となる医療の例

区 分	内 容
視覚障がい	角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術や瞳孔閉鎖症者に対する手術など
聴覚機能障がい	外耳の変形や狭窄閉塞に対する形成術など
音声・言語機能障がい	口蓋裂の形成手術や歯科矯正に伴う医療など
肢体不自由	動かなくなった関節を再び動かせるようにする手術、訪問看護など
心臓機能障がい	心臓疾患に対する手術やこれに伴う医療で、内科的治療のみの場合を除くもの
じん臓機能障がい	じん臓機能障がいのある方に対する慢性透析療法及びじん臓移植術並びにこれらに伴う医療に限る
小腸機能障がい	小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法及びこれに伴う医療
免疫機能障がい	免疫の機能の障がいに基づく症状に対する医療
肝臓機能障がい	肝臓機能障がいのある方に対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法

申 請 手 続

区 分	対象年齢	用意するもの	申 請 先
更生医療	18歳以上	医師意見書、マイナ保険証、特定疾病療養受療証(人工透析の方)、受診する方本人の収入を確認できる書類(市民税非課税世帯の方)、身体障害者手帳、本人の個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど)	社会福祉課 TEL 21-5174
育成医療	18歳未満	必要書類等、詳しくは子ども家庭支援課へお問い合わせください。	子ども家庭支援課 TEL 21-5101

自立支援医療費(精神通院医療)の支給

精神に障がいのある方が、病院などで受けた医療に要する費用の100分の90を医療保険と公費で負担します。(加入している医療保険の種類にかかわらず、自己負担は一律10%となります)所得に応じて自己負担上限額が設定されます。

自立支援医療(精神通院医療)を受けるためには、精神障がいのある方又はその保護者からの申請が必要であり、承認された後、受給者証、自己負担上限額管理票が交付されます。

有効期限 1年(1年毎に障がいの状態を再認定し更新します。有効期限の3ヶ

月前から更新の申請ができます。)

資格喪失 精神障がいでなくなったとき、受給者が死亡したとき資格が喪失します。

申請手続 ※平成 22 年 4 月 1 日から、自立支援医療（精神通院）の申請について、更新申請時の診断書の提出が 2 年に 1 度へ変更となりました。
ご不明な点については、障がい福祉係にお尋ねください。

区 分	用意するもの	申請先
初めて申請するとき 更新手続をするとき 再申請するとき	診断書（精神通院医療用）、加入医療保険の記号・番号が分かるもの（マイナ保険証、資格確認書など）、 受診する方本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）、受診する方本人の非課税収入を確認できる書類（市民税非課税世帯の方） ※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用診断書を添付することで申請可能です。	市役所 障がい 福祉係
受給者証を紛失したとき	なし	
受給者証を破損・汚損したとき	破損又は汚損した受給者証	
保険の種類が変わったとき	受給者証、新しい加入医療保険の記号・番号が分かるもの（マイナ保険証、資格確認書など）、受診する方本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）	各行政 センター
氏名が変わったとき 医療機関が変わったとき 市内で転居したとき 資格喪失の事由に該当したとき	受給者証、受診する方本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）	転出先の 市区町村 役場
市外に転出したとき	受給者証、受診する方本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）	

重度心身障がい者医療費の助成

心身に重度の障がいのある方の健康を保つために、心身に重度の障がいのある方が病院などで診療を受けたときに支払った自己負担分を助成しています。

申請手続後、受給資格者証を交付します。

対象者 次のいずれかの項目に該当する方

- ① 身体障がいの程度が、1・2級の方
- ② 知的障がいの程度が、療育手帳 A 1・A 2 と判定された方、又は知能指数が 35 以下の方
- ③ 知的障がいの程度が知能指数 50 以下の方であって、かつ身体障がいの程度が 3・4 級の方
- ④ 精神障がいの程度が、1 級の方

資格喪失 上記①～④に該当しなくなったとき、市外へ転出したとき、受給者が死亡したとき資格が喪失します。

助成の対象となる医療費

健康保険の適用される医療費、訪問看護利用料など

※ 県内の医療機関等における入院・通院・院外処方に関する保険診療分の自己負担分が、基本的に不要になります（一部の方を除く）。受診する際に「重度心身障がい者医療費受給資格者証(緑色)」と「医療保険証」を提示してください。

※ 県外の医療機関等を受診した時や、県内においても支払いが生じた場合は、領収書を添えて申請すると後日指定の口座に振り込まれます。

※ 健康保険からの給付金（高額療養費や付加給付金など）がある場合は、その給付額を差し引いた残額を助成します。

※ 入院時の食事代や、健康保険が適用されないもの（室料差額、介護保険で受けたサービスの自己負担分、診断書料など）は助成の対象になりません。

※ 65歳以上の受給資格者の方で、後期高齢者医療の被保険者でない場合は医療費の1割の助成となるため、窓口で自己負担分をお支払いいただき、領収書を添えて申請することで後日指定の口座に1割分が振り込まれます。

※現物給付の対象者の方は、令和8年4月1日から、一部の県内医療機関において、マイナ保険証でも医療費助成制度のオンライン資格確認により、助成を受けることが出来るようになりました。

申 請 手 続

区 分	用意するもの	申 請 先
受給資格の申請をするとき	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、加入医療保険の記号・番号が分かるもの（マイナ保険証、資格確認書など）、個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）本人名義の通帳	市役所 障がい 福祉係 各行政 センター
医療費の助成を申請するとき	申請書（医療機関の証明のあるもの又は領収書を添付したもの）、受給資格者証、高額療養費などに該当した場合はその支給決定通知書など ※申請書に添付できる領収書は診療内容が記載されているものに限ります。レシートは不可。 ※申請は診療などを受けてから1年以内とします。	
保険の種類が変わったとき	受給資格者証、マイナ保険証	
氏名が変わったとき 市内で転居したとき 資格喪失の事由に該当したとき	受給資格者証	
受給資格者証を紛失したとき	なし	
受給資格者証を破損・汚損したとき	破損又は汚損した受給資格者証	

65歳からの後期高齢者医療への適用

65～74歳の方で、下記に該当する方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入した場合、現在加入している健康保険に比べ、医療費の負担割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。ただし、世帯の状況などによっては、負担が大きくなる場合もありますので、ご相談ください。

- 対 象 者
- ① 身体障害者手帳 1～3 級の方、4 級のうち下記に該当する方
 - 音声機能、言語機能障がい4級
 - 下肢障がい4級のうち手帳に「両下肢のすべての指を欠くもの」、「一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」、「一下肢の機能の著しい障害」と記載されている方
 - ② 療育手帳A1・A2・Aの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

申 請 手 続 障がいの程度が分かるもの（障害者手帳、療育手帳、障害年金証書など）、加入医療保険の記号・番号が分かるもの（マイナ保険証、資格確認書など）、特定疾病療養受療証（該当者のみ）を持参の上、下記お問合せ先で手続きをしてください。申請した日から該当になります。

お問い合わせ先	本庁保険年金課 資格管理係 21-5110
	各行政センター市民サービス係

指定難病治療研究事業・小児慢性特定疾病治療研究事業

治療が長期にわたり、医療費の負担が高額になる特定の疾患について、患者の医療費の自己負担分を公費で負担します。

お問い合わせ先	栃木県今市健康福祉センター 21-1066
---------	-----------------------

○障がいのある方の歯科治療

とちぎ歯の健康センター障害者歯科診療所

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
とちぎ歯の健康センター 障害者歯科診療所	〒320-0047 宇都宮市一の沢 2-2-5	028-648-6480	028-648-6483

診療時間 9:00～12:00、13:00～16:30（予約制）

障害者歯科相談医

身体の障がいや精神遅滞などにより、歯科診療が受けにくい方のために、身近なところで相談や治療を行なう障害者歯科相談医が指定されています。（治療が困難な場合には、日赤病院・大学病院が対応します。）

お問い合わせ先	各障がい福祉担当 又は 栃木県県西健康福祉センター 福祉指導課 0289-64-3125 健康支援課 0289-62-6224
---------	--

6 手当・年金等

○年金

障害基礎年金

- 受給要件 ① 国民年金加入中の病気やけがによる障がいがある方で次の要件に該当する方
- ・初診日が国民年金加入中であること。
 - ・初診日において、一定の保険料納付済期間などがあること。
- ② 20歳前の病気やけがによる障がいのある方。
- 障害認定 初診日から1年6ヶ月経過後（それ以前に症状が固定した場合にはその時点）に障がいの程度に応じて等級が認定されます。
- 年金額 1級 年額 1,059,125 円
2級 年額 847,300 円
- ※ 18歳未満の扶養している子（その子に障がいがある場合は20歳未満）がいる場合は、1人目・2人目はそれぞれ年額 243,800 円、3人目からは1人につき年額 81,300 円が加算されます。また、年額は毎年変動します。
- 支給月 2・4・6・8・10・12月に前月までの分が支給されます。
- 支給制限 上記②に該当する方には、一定の額を超える所得があると年金の支給が停止されるなどの支給制限があります。

お問い合わせ先	今市年金事務所 (自動音声対応) 88-0082 本庁保険年金課 医療給付・年金係 21-5110
---------	--

障害厚生年金・障害手当金

- 受給要件 ① 厚生年金保険加入中の病気やけがによる障がいがある方で、その障がい障害基礎年金の支給対象となる程度である場合に、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ② 厚生年金保険加入中の病気やけがによる障がいのある方で、その障がい障害基礎年金の支給対象には該当しない程度の障がいであっても、障害厚生年金の障害等級表に該当するときは、障害厚生年金（3級）又は障害手当金（一時金）が支給されます。
- 障害認定 障害基礎年金と同じ
- 支給月 障害基礎年金と同じ（障害手当金を除く）

お問い合わせ先	今市年金事務所 88-0082 (自動音声対応)
---------	--------------------------

○手当等

特別障害者手当

受給要件 身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の方。（施設入所中の方及び継続して3ヶ月以上入院している方は手当の対象外。※グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅などは居宅サービスと位置付けられているため、特別障害者手当の対象となります。）

- ① 身体障害者手帳1・2級程度の異なる障がい重複している方
- ② 身体障害者手帳1・2級程度の障がい及び最重度の知的障がいなどが重複している方
- ③ 身体及び精神に①②と同程度の障がい、疾病などのある方

支給停止 障がいのある方本人または配偶者もしくは障がいのある方を扶養している方について、前年の所得が一定限度額以上の場合には支給が停止されます。

有期認定 手当の認定は、必要に応じ期間が定められています。期限までに再認定を受けないと、期限の翌月分以降の手当が受けられなくなります。

資格喪失 手当を受給している方が次に該当した場合、資格を喪失します。

- ① 施設に入所したとき
- ② 病院などへの入院が3ヶ月以上に至ったとき
- ③ 手当の支給に該当する障がいの程度でなくなったとき
- ④ 死亡したとき

手当額 月額 30,450 円

支給月 2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

申請手続

区 分	用意するもの	申請先
初めて手当を申請するとき	戸籍謄本、診断書（医師が記載したもの）、年金証書（年金受給者のみ）、身体障害者手帳（手帳所持者のみ）、療育手帳（手帳所持者のみ）、預金通帳、本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）、手続きに来る方の身元確認できるもの（運転免許証等）、所得証明書等（市外より転入された方） ※扶養義務者の個人番号が必要な場合があります。 ※診断書は省略できる場合があります。申請先の担当係にお尋ねください。	市役所 障がい 福祉係
再認定を受けるとき	診断書（医師が記載したもの）、療育手帳（手帳の再判定を受けたもの）	

氏名・住所が変わったときや、資格喪失事由①～④に該当したときは、手続きが必要になりますので、担当係へご連絡ください。

障害児福祉手当

- 受給要件 日常生活において、常時介護を必要とする重度の障がいのある児童（20歳未満）に対して支給されます。
- ① 身体障害者手帳 1・2 級の一部の方
 - ② 最重度の知的障がいのある方
 - ③ 精神障がい、血液障がい、肝臓障がい、その他の疾患により前記と同程度の障がいを有する方
- 支給停止 障がいのある方本人又は障がいのある方を扶養している方について、前年の所得が一定限度以上の場合には支給が停止されます。
- 有期認定 手当の認定は、必要に応じ期間が定められています。期限までに再認定を受けないと、期限の翌月分以降の手当が受けられなくなります。
- 資格喪失 手当を受給している方が次に該当した場合、資格を喪失します。
- ① 障がいを支給事由としている年金を受給するようになったとき
 - ② 施設に入所したとき ※グループホームは手当の対象となります
 - ③ 手当の支給に該当する障がいの程度でなくなったとき
 - ④ 死亡したとき
- 手当額 月額 16,560 円
- 支給月 2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。
- 申請手続 特別障害者手当と同じ

特別児童扶養手当

- 受給要件 心身に障がいのある 20 歳未満の児童を監護している父母又はその養育者に対して支給されます。障がいの程度により 1 級・2 級があります。

等級及び手当額

等級	手当額	該 当 者
1 級	月額 58,450 円	身体障害者手帳 1・2 級及び 3 級の一部の児童（内部障がいは診断書による） 療育手帳 A 1・A 2 の児童 上記と同程度の障がいがあると認められた児童
2 級	月額 38,930 円	身体障害者手帳 3 級及び 4 級の一部の児童（内部障がいは診断書による） 療育手帳 B 1 の児童（診断書により判定） 上記と同程度の障がいがあると認められた児童

- 支給停止 父母又は養育者などについて、前年の所得が一定限度額以上の場合には支給が停止されます。
- 有期認定 手当の認定は、必要に応じ期間が定められています。期限までに再認定を受けないと、期限の翌月分以降の手当が支給停止となります。
- 所得状況届 毎年 8 月に所得状況届を提出します。提出しないと 8 月分以降の手当支給が差し止めとなります。
- 資格喪失 手当を受給している方が次に該当した場合、資格を喪失します。
- ① 児童が施設に入所したとき
 - ② 児童が公的年金を受給している場合（児童扶養手当は除く）
 - ③ 手当の支給に該当する障がいの程度でなくなったとき
 - ④ 児童が死亡したとき

① 対象児童が婚姻したとき

支給月 4・8・11月に4ヶ月分がまとめて支給されます。
申請手続

区分	用意するもの	申請先
初めて手当を申請するとき	診断書（医師が記載したもの）又は身体障害者手帳の写し（内部障がいを除く）もしくは療育手帳の写し（B1を除く）、申請者（父母又は養育者）名義の預金又は貯金通帳、対象児童及び扶養義務者の個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）、手続きに来る方の身元確認できるもの（運転免許証等） ※住民票世帯全員の写しが必要な場合があります	市役所障がい福祉係
再認定を受けるとき	診断書又は手帳の写し	

※ このほかにも対象児童が増えたときや減ったとき、児童の障がい程度が変わったとき、受給者又は児童が死亡したとき、手当証書を亡失したとき、氏名や住所・支払金融機関が変わるとき、資格喪失の事由に該当したときに届出が必要です。

指定難病等患者見舞金

支給要件 栃木県が発行する指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方に対して支給されます。

資格喪失 市外に転出したときや、受給者でなくなったとき又は受給者が死亡したとき資格を喪失します。

見舞金額 月額4,000円

支給月 9月（4月～9月分）・3月（10月～3月分）

手続

項目	用意するもの	申請先
はじめて見舞金を受けようとするとき	指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証のいずれか、預金通帳	市役所障がい福祉係
氏名が変わったとき	印鑑	
住所が変わったとき 資格喪失の事由に該当したとき	※氏名が変わったときは預金通帳	

※現況届の提出

年に一度現況届の提出をお願いする通知を送付いたしますので、提出をお願いします。提出がない場合は、見舞金が支給されませんのでご注意ください。

重度交通事故後遺障害者介護料

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷したため、重度の後遺障がいがある方で、移動、食事、排せつなど日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態にある方に介護料（程度により月額36,500円から166,950円まで）を支給します。

お問い合わせ先	独立行政法人自動車事故対策機構 栃木支所 〒320-0811 宇都宮市2-1-5 明治安田生命 宇都宮大通りビル2階 028-651-2701
---------	--

重度心身障がい者介護手当

受給要件	常時介護を必要とする在宅の心身に重度の障がいのある方(20歳以上)や高齢の方を介護している方に対して、介護手当を支給します。
対象者	① 身体障害者手帳1・2級で次に該当する方を介護する方 ○両上肢に著しい機能障がいを有し、日常生活で常時介護が必要な方 ○両下肢、もしくは体幹機能並びに視覚に著しい障がいを有し、単独歩行が不可能なために日常生活で常時介護必要とする方 ② 療育手帳A1・A2で、日常生活で常時介護が必要な方を介護する方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級で、日常生活で常時介助が必要な方を介護する方 ④ 介護認定の要介護4又は要介護5の方を介護する方 ※介護者とは、市内に住所を有し、心身に重度の障がいのある方と同居し、現に日常生活の介護を行っている方をいいます。
支給停止	介護を必要とする方が施設に入所したときや、病院などに入所したとき支給が停止されます。
資格喪失	介護者でなくなったときや、介護者又は介護を必要とする方が市外に転出したとき、介護を必要とする方が死亡したとき資格を喪失します。
手当額	月額8,000円
支給月	10月(4月～9月分)・4月(10月～3月分)
手続	印鑑、預金通帳を持参の上、市役所社会福祉課障がい福祉係へ申してください。

補助犬飼育費等補助金

市内に住所を有し、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」(以下、補助犬と言います。)を利用されている方に対して、飼育に必要な経費の一部を助成します。

対象者	以下の①～③すべてに該当している方 ① 市内に住所を有する方 ② 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する「視覚障害」「肢体不自由」「聴覚障害」に該当する身体障がいのある方 ③ 補助犬を利用されている方
補助内容	飼育費用やワクチン接種・検診等、必要な費用に対する助成として、補助犬一頭につき月額3,000円を支給(※当該年度末に対象となる分を一括払)
手続	印鑑、身体障害者手帳、身体障害者補助犬認定証、預金通帳を持参の上、障がい福祉担当へ申請してください。

○心身障害者扶養共済制度

保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障がいをもつようになったとき、障がいのある方に終身一定の年金を支給します。

- 加 入 要 件 次に掲げる心身に障がいのある方（児童）を扶養している方で、栃木県に住所を有する 65 歳未満で健康な方
- ① 療育手帳の所持者又は知的障がいがあると判定された方
 - ② 身体障がいの程度が 1 ～ 3 級と判定された方
 - ③ 精神または身体に永続的な障がい（精神病、脳性まひ、進行性筋萎縮症、内部障がい、自閉症など）があり、その程度が①②と同程度と認められる方 ※精神手帳 3 級は加入不承認となります。
- 保 険 料 加入者は、掛金（年齢に応じ、1 口につき月額 9,300 円～23,300 円）の保険料を納めます。1 人 2 口まで加入できます。
- 年 金 額 加入者が死亡又は重度の障がいをもつようになったときに、その子に（1 口につき月額 20,000 円）が終身支給されます。
- 弔 慰 金 加入者が生存中にその子が死亡した場合、加入期間が 1 年以上の方については、加入期間に応じ、弔慰金が支給されます。
- 脱 退 一 時 金 5 年以上加入した後に脱退したときは、加入期間に応じて、脱退一時金が支給されます。

主 な 手 続

区 分	用意するもの	提出先
初めて加入するとき	加入申込者及びその扶養する心身に障がいのある方の住民票の写し、身体障害者手帳又は療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳、印鑑	市役所障がい福祉係

○生活福祉資金

資金の種類		貸付限度額	償還期間
福祉費	生業を営むために必要な経費（人件費、不動産取得費用は対象としない）	460万円	20年
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（障がい世帯の場合、日常生活の便宜を図るなどのための自動車免許の取得も含む）	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（①高齢者又は障がい者等の日常生活の便宜上、階段の構造を整備するとか、小規模な住宅等の改修・設備に要する費用②住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費）	250万円	7年
	福祉用具等の購入に必要な経費（特殊寝台、浴槽、車椅子、盲人用テープレコーダー、緊急連絡用電話の取り付け等、高齢者又は障がい者等の機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具などを購入する費用）	170万円	8年
	障がい者用自動車の購入に必要な経費（通院・通勤・買い物等のために自動車を購入するのに必要な経費）	250万円	8年
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年
	冠婚葬祭に必要な経費（結婚に際し、挙式披露のための経費、家具什器等を購入するなどに必要な費用及び出産、葬祭時に必要な費用）	50万円	3年
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費（①転宅に際し、運送費、住宅の敷金、権利金、礼金、前家賃などに必要な経費及び契約の更新に必要な費用②水道又は下水排水路等の整備、電気設備若しくは暖房設備などを設けるに必要な費用）		
就職、技能習得等の支度に必要な経費（低所得世帯に属する者又は障がい者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費）			
その他日常生活上一時的に必要な経費			

貸付金利・・・年1.5%。ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子。

連帯保証人・・・原則として1名。連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができます。ただし、資金の種類、世帯状況等により、連帯借受人が必要となる場合があります。

据置期間・・・貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内。

他制度優先・・・この資金は最終的な貸付資金であり、他制度が利用できる場合は、他制度を優先して利用していただきます。

※ご利用にあたっては審査等の手続きが必要となるため、詳細については、担当機関へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先・申請窓口

日光市社会福祉協議会 25-3070

7 税金・公共料金の減免

○税金の減免

区分	内容			問い合わせ先	
所得税	障害者控除	所得者本人又はその控除対象配偶者もしくは扶養親族が障がいのある方(身障3～6、中・軽度の知的障がい、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)	所得控除 27万円		
	特別障害者控除	所得者本人又はその控除対象配偶者もしくは扶養親族が特別障がい者(身障1・2級、重度の知的障がい、精神1級)	所得控除 40万円		
	同居特別障害者控除	特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族で、所得者本人がその配偶者若しくは生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている場合。	所得控除 75万円		
	地方公共団体が心身障害者に関して実施する扶養共済制度に基づいて受ける給付の非課税	地方公共団体の条例において心身に障がいのある者を扶養する方を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身に障がいのある者の扶養のための給付金を定期的に支出する場合の当該給付金	非課税		
	小規模企業共済など掛金控除	地方公共団体が心身に障がいのある者に関して実施する「心身障害者扶養共済制度」の掛金	所得控除 掛金額		
国税	相続税	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権の相続における非課税	心身に障がいのある方又はその方を扶養する方が条例の規定により地方公共団体が心身に障がいのある方に関して実施する共済制度で所定の要件を備えているものに基づいて支給される給付金を受ける権利を相続により取得した場合	非課税	鹿沼税務署 0289-64-2151
		障害者控除	相続又は遺贈によって財産を取得した方が無制限納税義務者である民法第5編第2章の規定による相続人に該当し、かつ障がいのある方である場合	税額控除 10万円 (特別障害者の場合は20万円)に85歳に達するまでの年数を乗じた額	
贈与税	特定障害者に対する贈与税の非課税	居住無制限納税義務者である特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を有することとなる場合で、信託の際に信託会社の営業所等を経由して「障害者非課税信託申告書」を所管の税務署長に提出した場合	6,000万円まで非課税 (特定障害者以外の者は3,000万円まで非課税)		
	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の贈与における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税		

		内容		問い合わせ先
市 県 民 税	非課税限度額	障がい者、未成年者又は寡婦又は寡夫であって、分離課税とされる退職所得を控除した前年中の所得が125万円以下の方	非課税	日光市役所 税 務 課 21-5113
	障害者控除	納税義務者又はその控除対象配偶者、扶養親族が障がい者（身障3～6級、中・軽度の知的障がい、精神2・3級）である場合	所得控除 26万円	
	特別障害者控除	納税義務者又はその控除対象配偶者もしくは扶養親族が特別障がい者（身障1・2級、重度の知的障がい、精神1級）である場合	所得控除 30万円	
	同居特別障害者控除	同居している扶養親族又は同一生計配偶者が、特別障がい者に該当する場合	所得控除 53万円	
	心身障害者扶養 共済制度の掛金 控除	条例により地方公共団体が実施する「心身障害者扶養共済制度」の掛金を所得金額から控除	所得控除 支払った額	
事業税	重度の視力障がいのある方（失明又は両眼の視力が矯正視力0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅうなどその他医業に類する事業	課税対象外	鹿沼県税事務所 0289-62-6201	
地 方 税	自動車税 環境性能割 ・ 軽自動車税 環境性能割	<p>① 身体障がいのある方本人（視覚4級、聴覚3級、平衡3級、音声3級の一部、上肢2級、下肢6級、体幹5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい上肢機能2級・移動機能6級、内部3級以上の方）が運転する自動車又は軽自動車</p> <p>② 重度の知的障がいのある方（療育手帳A1・A2）及び身体に障がいのある方（視覚4級、聴覚3級、平衡3級、上肢2級、下肢3級、体幹3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい上肢機能2級・移動機能3級、内部3級以上の方）と生計を同一にする方が運転し、もっぱら当該知的障がいのある方及び身体に障がいのある方の用に供する自動車又は軽自動車（通勤、通学、病院、通所、生業）</p> <p>③ 精神障害のある方（1級の方）又はその者と生計を同一にする者が取得し、又は所有する自動車又は軽自動車、もっぱら精神障がいのある方の通学などのために当該精神障がいのある方と生計を同一にする方が運転するもの。</p> <p>④ ②③に掲げる障がいのある方と同程度の障がいを有する方のみで構成される世帯の障がいのある方の通学などのために常時介護者が運転する自動車など。</p> <p>※ 心身障がい者の方が運転する場合は、心身障がい者の方が所有（取得）する自動車に限ります。</p>	減免	自動車税 環境性能割 鹿沼県税事務所 0289-62-6201 軽自動車税 環境性能割 日光市役所 税 務 課 21-5113
	自動車税 種別割	同上	減免	鹿沼県税事務所 0289-62-6201

（注）詳しくは、関係機関にお問い合わせ下さい。

○運賃の割引等

鉄道運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者が鉄道を利用する場合、手帳を呈示すると運賃が割引される場合があります。

なお、JR東日本においては、障がい者割引を適用した Suica カードを発行することが可能です。詳しくはみどりの窓口【日光駅、宇都宮駅】にてご相談ください。

割引乗車券の種類及び割引率（日本旅客鉄道（JR）の場合）

種 別		普通乗車券 〔5割〕	回数券 〔5割〕	急行券 〔5割〕 (特急券は除く)	定期券 〔5割〕 (介護者は年齢・ 職業などに関係 なく通勤乗車券 を発売)
第 1 種 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	単独	○ 但し、片道100km を超えるとき	×	×	×
	介護 者付	○ 本人・介護者とも	○ 本人介護者とも	○ 本人介護者とも	○ 本人介護者とも (12歳未満の小 児については介 護者のみ対象)
第 2 種 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	単独	○ 但し、片道100km を超えるとき	×	×	×
	介護 者付	×	×	×	○ 介護者のみ (障がい者が12歳 未満の場合のみ 対象)
利用方法		<ul style="list-style-type: none"> 乗車券販売窓口で手帳を呈示し、割引券を購入してください。 乗降の際及び乗車中は手帳を携帯してください。 			

(注) 1 介護者は1名のみです。

2 第1種及び第2種の別は、身体に障がいのある方については身体障害者手帳に記載されています。

知的障がいのある方については、障がい程度がA1・A2・A（最重度・重度）の方が第1種、B1・B2・B（中・軽度）の方が第2種となっています。

精神障がいのある方については、障がい程度が1級の方が第1種、2級・3級の方が第2種となっています。

3 私鉄や第3セクターの鉄道でも割引になる場合があります。詳しくは駅の窓口でお尋ね下さい。

バス運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の所持者とその介護者がバスを利用する場合、手帳を呈示すると運賃が割引される場合があります。

割引乗車券の種類及び割引率（JRバスの場合）

種別		普通乗車券 〔5割〕	定期券 〔3割〕 (介護者は年齢・職業などに関係なく通勤定期乗車券を発売)
第 1 種	単独	○	×
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	介護 者付	○ 本人・介護者とも	○ 本人・介護者とも (12歳未満の小児については介護者のみ対象)
第 2 種	単独	○	×
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	介護 者付	×	○ 介護者のみ (障がいのある方が12歳未満の場合のみ対象)
利 用 方 法		・運賃支払の際に、乗務員に手帳を呈示し、割り引いた運賃を支払います。	

(注) 1 介護者は1名のみです。

2 第1種及び第2種の別は、身体障がいのある方については身体障害者手帳に記載されています。

知的障がいのある方については、障がい程度がA1・A2・A（最重度・重度）の方が第1種、B1・B2・B（中・軽度）の方が第2種となっています。

3 関係団体が行事などで貸切バスを利用する場合は、割引されることがありますので、バス営業所などに照会して下さい。

4 私鉄や第3セクターのバスでも割引になる場合があります。詳しくはバス営業所にお尋ね下さい。

5 栃木県内の一般路線バス（「さーのって号」及び「ゆ〜バス」を除く）は、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、ご本人に限り運賃が半額となります。

航空運賃の割引

下記の方が国内航空を利用される場合、航空運賃が割引されます。

対 象 者

障害種別	適用年齢	割引が適用される形態	割引率
身体障がいのある方 (身体障害者手帳)	満 12 歳以上	障がいの程度に関わらず、各害 者手帳を提示できる方全員に 対して当該障がい者及び介護 者 1 名まで割引を適用	各 航 空 会 社 の 設 定 に よる
知的障がいのある方 (療育手帳)			
精神障がいのある方 (精神障害者保健福祉手帳)			

(注) 詳しくは各旅行会社又は各航空会社の窓口にお尋ね下さい。

ハイヤー・タクシーの運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が、ハイヤー・タクシーを利用する場合、運賃が割引される場合があります。利用する際に、運賃割引の有無をご確認ください。

○タクシー利用券の給付

電車・バスなどの交通機関を利用することが困難な心身に重度の障がいがある方を対象に、タクシー利用券を発行しています。

対 象 者 ① 身体障害者手帳1・2級の方

② 療育手帳 A1・A2 の方

③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

(日光市外に住所のある方・施設などに入所中の方を除きます)

申 請 手 続 印鑑、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持参した上、本庁社会福祉課または各行政センター市民サービス係へ申請して下さい。

※本人または代理人での窓口申請が困難な場合は本庁社会福祉課障がい福祉係へご相談ください。

内 容 な ど

区 分	タクシー利用券
内 容	手帳帳所持者がタクシーを利用する場合、利用券（500円分・100円分）を交付します。
交 付 要 件	通院・通学・通所・社会参加等のため利用する場合に限りです。
発 行 枚 数	500円分は1ヶ月あたり8枚 100円分は1ヶ月あたり10枚 毎年4月に1年分（18枚×12ヶ月＝216枚）を交付します。 5月以降は（18枚×月数）で交付します。
利 用 方 法	料金支払の際、身体障害者手帳などを呈示して、運転手さんにタクシー券を渡して下さい。 ※タクシー料金の範囲内での利用となります。おつりは出ません。
利 用 で き る 事 業 所	日光市内及び宇都宮市、鹿沼市、下野市、さくら市、壬生町、塩谷町、矢板市でこの制度に協力していただけるタクシー会社のタクシーで利用できます。

○有料道路通行料の割引

身体障がいのある方が自ら運転する場合や、重度の身体障がいのある方又は知的障がいのある方が乗車し介護者が運転する場合に、下記の有料道路の通行料金が5割引になります。

- 対 象 者
- ①障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けられている方のみが対象になります。
 - ②障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合
身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害^(注)をお持ちの方が対象になります。(障害者ご本人が運転される場合も対象になります。)
(注) 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲となっております。
(15歳未満の重度の身体障害者の方について。その保護者の方が代わって身体障害者手帳の交付を受けられ、身体障害者ご本人が乗車されていない場合、本割引の対象になりません。)
- 対象有料道路
- ①各道路公団の管理する有料道路
 - ②地方道路公団及び都道府県・市町村の管理する有料道路
 - ③都道府県・市町村の管理する一般自動車道使用料金
- 申 請 手 続
- 身体障害者手帳又は療育手帳、自動車検査証(電子車検証で申請される方は、電子車検証と自動車検査証記録事項)、運転免許証(障がいのある方本人が運転する場合のみ)、ETC を利用される場合は ETC カード(原則本人名義のもの)及びETC 車載器セットアップ申込書・証明書を持参の上、市役所障がい福祉係または各行政センターで手帳に割引対象者である旨の証明を受けてください。

○公共料金などの減免

NTT 無料番号案内(ふれあい案内)

- 対 象 者
- 視覚障がい(1～6級)、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)(1・2)級、聴覚障がい(2・3・4・6)級、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい(3・4)級、療育手帳所持者(全程度)、精神障害者保健福祉手帳(全級)、戦傷病者手帳(視力障がい特別項症～第6項症、上肢障がい特別～第2項症)
- 申 請 手 続
- 手帳を持参の上、NTT 支社・営業所に申し込むか下記にご相談下さい。

お問い合わせ先	NTT (フリーダイヤル)	0120-104-174
---------	---------------	--------------

携帯電話基本料金などの割引

障がい者の社会参加を促進するために、各携帯電話会社では基本使用料等が割引に

なるサービス等を用意しています。(各電話会社により料金プランなどサービスの内容が異なります。)

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者(障がいの種類や等級による制限はありません。)
- 対象会社 NTTドコモ、au、ソフトバンク
- 申請手続 販売店等にご相談下さい。

NHK受信料の減免

内容及び対象者

全額免除	身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方がいる世帯で、その世帯のすべての人の市町村民税が非課税の場合
半額免除	視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方又は重度の身体障がいのある方(1・2級)、重度の知的障がいのある方、重度の精神障がいのある方が世帯主かつ受信契約者である場合

- 申請手続 本庁社会福祉課障がい福祉係または、各行政センター市民サービス係に用意してある申請書に福祉事務所長の証明を受けて、NHK 宇都宮放送局に郵送してください。

お問い合わせ先	NHK 宇都宮放送局 営業部 〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-2 028-634-0088
---------	--

郵便料の減免

区分	内容	郵便料	備考
点字などの郵便物の無料扱い	点字郵便物及び盲人用録音郵便物	無料	盲人用録音郵便物は点字図書館など(指定施設)から指し出し、又は当該施設宛に差し出されたものに限りです。
障害者用小包の減額	聴覚障がいのある方用のビデオテープ(画像に字幕又は手話を挿入したものを内容とする郵便物)	半額	聴覚障がいのある方と指定施設との間で発受されるものに限りです。(3kg以下)
定期刊行物の第三種郵便認可	身体障がい者団体が発行する定期刊行物に対して第三種郵便物の認可条件の特例が設けられています。	低料第三種郵便物扱いとなります。	1回以上の発行部数が500部以上(集配郵便物の承認が必要)

- 申請手続 各郵便局の窓口でお尋ね下さい。

○県立施設の入館料等の免除

名称	所在地	名称	所在地
栃木県子ども総合科学館	宇都宮市	栃木県井頭公園	真岡市
栃木県立美術館	宇都宮市	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市
栃木県立博物館	宇都宮市	日光田母沢御用邸記念公園	日光市
とちぎ花センター	栃木市	栃木県とちぎわんぱく公園	壬生町
栃木県立日光自然博物館	日光市	栃木県なかがわ水遊園	大田原市
英国大使館別荘記念公園	日光市	障害者スポーツセンター	宇都宮市
イタリア大使館別荘記念公園	日光市		

※その他国立施設、民間施設でも割引制度がある場合があります。各窓口でお尋ね下さい。

- 対象者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証または障害福祉サービス受給者証を所持している方
 - ・介助者1名（第1種身体障害者、第1種知的障害者、第1種精神障害者に該当する障がい者の介助者に限る）
- 手続
- 入館等の際、受付で手帳を呈示してください。
※障害者スポーツセンターについては直接お問い合わせください。

○市の施設利用に係る使用料等の免除

市が設置した公の施設を障がいのある方が利用する場合について、免除対象施設使用料等を免除します。

ただし、宿泊施設の宿泊料金、それに伴う入浴料金や各施設の器具使用料などは除きます。

- 対象者
- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ② 都道府県が行う指定難病治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業により当該都道府県の医療費公費負担の対象者
 - ③ 発達障害者支援法に規定する発達障がい児（者）
 - ④ 高次脳機能障がい児（者）
 - ⑤ 障害者総合支援法施行令に規定する精神通院医療（自立支援医療）を受給している方
 - ⑥ 国民年金法及びその他の法律の規定による年金加入中の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による障害年金を受給している方
- 免除の受け方
- ・上記①の各種障がい者手帳をお持ちの方は、利用する施設の窓口で手帳を呈示してください。
 - ・上記②～⑥に該当する方は、施設を利用する前に「日光市公共施設使用料等免除カード」の交付を受け、利用する施設の窓口で「免除カード」を呈示することにより免除を受けられます。
- 免除申請手続
- 市役所障がい福祉係に、申請書と以下の必要書類いずれかを提出してください。※申請書及び免除認定診断書は、市のホームページからもダウンロードできます。

対象者	必要書類
指定難病治療及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費公費負担を受けている方	都道府県が発行する「医療費受給者証」
発達障がい児（者）	免除認定診断書（ただし、当市の障がい福祉サービス等を受けており、当市で把握している方は必要ありません。）
高次脳機能障がい児（者）	
精神通院医療（自立支援医療）を受給している方	都道府県が発行する「自立支援医療受給者証（精神通院）」の写し
各種障害年金を受給している方	年金証書の写し

有効期間 免除カード発行の日から5年が経過した日の属する年度の末日まで。
 免除対象の範囲 障がいのある方及び同伴する介護者1名。

（温泉施設においては、浴室の更衣室等において実際に介護を行う方）

- ※ 免除カードの申請手続きは、家族の方でも行うことができます。第3者の場合は、「委任状」など委任を受けた証明書が必要です。
- ※ 障がいのある方又は障がいのある方を扶養する方を構成員とする団体で、概ね2分の1以上が障がいのある方で構成されている団体も施設使用料免除の対象となります。申請書に障がいの種類に応じた必要書類を添付して提出してください。
- ※ 詳しい手続等、詳細については担当係までお問い合わせください。

対象施設の一覧	
日光市今市文化会館	日光市足尾向原テニスコート
日光市足尾市民センター	日光市栗山運動場
日光市立小杉放電記念日光美術館	日光市西川運動場
日光市杉並木公園ギャラリー	日光市ホッケー場
日光市中央公民館	日光市立小中学校施設の開放に関する使用料
日光市落合公民館	日光市温泉保養センター「日光温泉」
日光市豊岡公民館	日光市温泉保養センター「やしおの湯」
日光市大沢公民館	日光市営浴場「川治温泉薬師の湯」
日光市小林公民館	日光市川俣温泉共同浴場「上人一休の湯」（休業中）
日光市日光公民館	日光市上栗山温泉共同浴場「開運の湯」（休業中）
日光市小来川公民館	日光市湯の郷湯西川観光センター
日光市中宮祠公民館	日光市鬼怒川レジャー公園
日光市藤原公民館	日光市鬼怒川公園野外ステージ
日光市三依公民館	日光市川治ダム資料館
日光市足尾公民館	日光市上三依水生植物園
日光市栗山公民館	日光市中三依湿生園
日光市湯西川公民館	日光市足尾銅山観光公園
日光市サンコー体育館（大沢体育館）	日光市銅親水公園
日光市日光体育館	日光市平家の里
日光市清滝体育館	日光市川治温泉薬師の湯キャンプ場
日光市栗山体育館	日光市土呂部キャンプ場
日光市霧降スケートセンター	日光市上栗山キャンプ場
日光市細尾ドームリンク	日光市ふれあいの郷小来川（市民農園）
日光市 KAWAJUN 今市スポーツパーク（今市運動公園）	日光市湯西川体験農業交流センター
日光市丸山公園	日光市栗山林業振興会館
日光市豊岡運動公園	日光市女性サポートセンター
日光市落合運動公園	日光市湯西川水の郷
日光市塩野室運動公園	日光市休養施設国民宿舎「かじか荘」
日光市日光運動公園	日光市銀山平公園
日光市藤原運動公園	日光市中心市街地集客拠点施設

8 生活の質の向上

○住宅(居宅)環境の整備

市営住宅の抽選の優遇

次の事項に該当する方は、市営住宅の抽選に関して優遇される場合がありますので、ご相談ください。

- ① 20歳未満の子を扶養している寡婦
- ② 高齢者又は高齢者と同居する方
- ③ 心身に障がいのある方又は心身に障がいのある方と同居する方

お問い合わせ先	本庁建築住宅課市営住宅係 21-5164
	各行政センター 市営住宅担当

県営住宅の優先入居

家族の中に身体障害者手帳1～4級の方、重度、中度の知的障がいの方又は精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる場合、県営住宅に優先的に入居できます。

お問い合わせ先	栃木県住宅供給公社 028-622-0461
---------	------------------------

重度身体障がい者住宅改造事業

重度の身体障がいのある方の家庭生活を送り易くするため、現に居住している住宅の一部（玄関、台所、浴室、便所、廊下等）を改造する場合に、改造費及び福祉機器の購入費の一部を助成しています。※注意：改造する前に申請が必要です。

対象者 次の全ての要件を満たしている方

- ① 1級・2級に該当する下肢、体幹、移動機能又は視覚の障がいがある方、あるいは3級4級に該当する下肢、体幹、移動機能障がいのある方のうち、1級・2級・3級に該当する上肢又は上肢機能障がい重複している方。
- ② 重度身体障がい者の属する世帯の前年分所得税額が16,200円以下、又は
生計中心者の所得税が非課税であること
- ③ 過去にこの制度を利用して住宅改造をしていないこと
- ④ 市税及び公共料金を完納していること

助成額 改造費用（400,000円を限度）の3/4（300,000円を限度）助成します。

申請手続 身体障害者手帳、印鑑を持参の上、社会福祉課障がい福祉係で相談ください。（申請前に改造してしまうと助成の対象になりません。）

○自家用車等の利用

駐車禁止地帯の駐車

身体に障がいのある方で、栃木県公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章を受けた方は、県公安委員会が駐車を禁止した場所での、必要最小限の駐車が可能になります。ただし、駐車禁止場所や法定の駐車禁止場所での駐車はできません。

なお、平成21年4月1日から、下肢不自由の障がいの方に標章を交付する場合の基準が変更となりました。

詳細は、各警察署交通課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先	警察本部交通規制課	028-621-0110
	今市警察署交通課	23-0110

○リフト付きタクシー(ワゴン車)の運行

日光市では、車いすのまま乗車することができるリフト付きタクシーの運行を今市タクシー(21-5211)に委託して実施しています。ぜひご利用下さい。

○コミュニケーション手段の充実

点字図書・録音図書の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、視覚障がいのある方に対して点字図書や録音図書を、また聴覚障がいのある方に対して字幕入りDVD・ビデオカセットも無料貸出しをしています。

お問い合わせ先	とちぎ視聴覚障害者センター	
	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6	
	電話 028-621-6208 FAX 028-627-6880	

電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。



利用手続 日本財団電話リレーサービスのホームページから利用登録が必要です。

日本財団電話リレーサービスホームページ <https://nftrs.or.jp>

お問い合わせ先	(一財)日本財団電話リレーサービス TEL:03-6275-0910 FAX:03-6275-0913
---------	--

身体障がい者補助犬の貸与

障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与しています。

お問い合わせ先	本庁 社会福祉課 障がい福祉係 0288-21-5174
---------	---------------------------------

声の広報・点字広報

視覚に障がいのある方に対し、「広報にっこう」や「議会だより」、「スペシャルすまいる」を音訳したCD、点訳した冊子をご自宅に郵送しています。是非ご利用ください。

お問い合わせ先	日光市社会福祉協議会 TEL:25-3070 FAX:25-3075
---------	---------------------------------------

○ハートプラスマーク

外見だけでは分かりにくい身体内部に障がいのある方についての理解を広く呼びかけるとともに、障がいのある方用の駐車場などの適正な利用に関する利便を図るために、ハートプラスマークの交付を行っています。

- 対 象 者 次のいずれかに該当する方
- ① 身体内部の障がいにより身体障害者手帳を交付されている方
 - ② 身体内部の障がいにより手帳を交付されている方と同等の障がいがあると認められる方
- 申 請 手 続 身体障害者手帳又は身体内部に障がいがあることが確認できる書類など、印鑑を持参の上、社会福祉課または各行政センター市民サービス系の窓口でご相談ください。



○おもいやり駐車スペース利用証

栃木県では、県内共通の利用証を交付することによって、本当に必要な方のために駐車スペースを確保する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を実施しています。

この利用証を掲示することにより、栃木県内のほか、同様の事業を実施している44府県で相互利用することができます。※下記以外でも、慢性関節リウマチ患者の方も対象となる場合があります。詳しくは、県医事厚生課、健康福祉センター、宇都宮保健所にお問い合わせください。

☆身体障がい者 身体障害者手帳の障がいの等級が次の表に該当する方

視覚障がい		1級から4級	
聴覚障がい 又は平行機能障がい	聴覚障がい	該当なし	
	平行機能障がい	3級、5級	
音声言語機能障がい		該当なし	
肢体不自由	上肢	1級、2級	
	下肢	1級から6級	
	体幹	1級から3級、5級	
	脳原性の運動機能障がい	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級から6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の障がい	心臓機能障がい	1級、3級、4級	
	じん臓機能障がい	1級、3級、4級	
	呼吸機能障がい	1級、3級、4級	
	ぼうこう又は直腸機能障がい	1級、3級、4級	
	小腸機能障がい	1級、3級、4級	
	肝機能障がい	1級、3級、4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から4級	

☆知的障がい者 療育手帳の障がいの程度が「A」の方

☆精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の級が「1級」の方

☆要介護者 介護保険被保険者証の要支援状態区分が「要支援1」と「要支援2」の方、要介護状態区分で「要介護1」から「要介護5」の方

☆難病患者 指定難病特定医療受給者の方（一般・小児）

☆妊産婦 妊娠7ヶ月から産後1年の方

多胎児の場合は、妊娠6ヶ月から産後2年の方

☆傷病人 医療機関を受診しており、歩行困難が認められる方

申請手続 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受給券、母子手帳、歩行困難であることを証明した診断書等のいずれか持参の上、社会福祉課または各行政センター市民サービス系の窓口で申請してください。

相互利用府県 北海道、東京都以外の府県

【有効期限なし】

色：グリーン

【有効期限あり】

妊産婦の方・傷病人の方

色：オレンジ



○耳マークカード

聴覚に障がいをお持ちの方や聴覚が不自由な方に対して、聴覚の障がいが見えから分かりづらいことから、ご自身の聴覚が不自由であることを自己表現するため、カードの交付を行っています。

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 聴覚の障がいにより、身体障害者手帳を交付されている方
- ② 聴覚の障がいにより、手帳を交付されている方と同等の障がいがあると認められる方

申請手続 身体障害者手帳または聴覚に障がい確認できる書類など、印鑑を持参の上、社会福祉課または各行政センター市民サービス係でご相談ください



○ヘルプカード

誰かの支援が必要なおきに、支援の内容を周囲の人に知らせるため、カードの交付を行っています。

対象者 日常生活や緊急時などに支援が必要な方

申請手続 社会福祉課または各行政センター市民サービス係の窓口でお申し出ください。



○ヘルプマーク

外見からは分からなくても、周囲の配慮や援助が必要な方のためにマークの交付を行っています。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

対象者 内部障がいや難病、妊娠初期など、援助や配慮が必要な方
申請手続 社会福祉課または各行政センター市民サービス係の窓口でお申し出ください。



9 補装具費の支給

○補装具の交付・修理・借受け

身体上の障がいを補って、日常生活をしやすくするため、補装具の交付・修理・借受け費用の助成を行っています。

※購入・修理後の申請は助成対象にならないため、事前にご相談ください。

対象者及び種目

区分	種目
視覚障がい者（児）	白杖、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ）
聴覚障がい者（児）	補聴器
肢体不自由者（児）	義肢（義手、義足）、装具（下肢装具、上肢装具、体幹装具）、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意志伝達装置
肢体不自由児のみ	姿勢保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※ 車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえは、介護保険サービスが優先されます。

※ 義肢及び装具の治療用装具（1回目）は、加入している医療保険で交付を受けることになります。

負担額 国の定める基準額の1割（非課税世帯の方については無料です。また、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）

※基準額を超える場合は自己負担となります。

申請手続 種目によって医師の意見書や身体障害者更生相談所の判定を必要とするものがあります。購入する前に必ず、身体障害者手帳または難病患者等と確認できる書類を持参の上、本庁社会福祉課障がい福祉係又は各行政センター市民サービス係へご相談下さい。**（申請前に購入・修理すると補助の対象になりません。）**

軽度・中等度難聴児の補聴器の交付・修理

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費等を助成します。※購入・修理後の申請は助成対象にならないため、事前にご相談ください。

対象者：次の全てを満たす方

- ① 18歳未満の児童で本人またはその保護者が日光市内に住所を有する方
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障がい者手帳の交付対象とならない方
- ③ 補装具費支給意見書を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が期待できると判断された方

※同じ世帯に市民税所得割の額が46万円以上の方がいる場合は対象外

助成額：基準額の9割（非課税世帯の場合は10割）助成します。

申請手続：本庁社会福祉課 障がい福祉係又は、各行政センター市民サービス係へ申請してください。（申請前に購入・修理すると補助の対象になりません。）

初めて購入するとき	意見書、申請書、見積書
更新・修理をするとき	申請書、見積書

○紙おむつ券の給付

対象者 次の理由により常時紙おむつを使用している方。ただし、施設に入所している方及び他の制度で紙おむつが給付されている方をのぞきます。

- ① 身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹：単独で1・2級のこと）の方（障がいにより紙おむつが必要な方）
- ② 療育手帳A1・A2の方（障がいにより紙おむつが必要な方）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方（障がいにより紙おむつが必要な方）
- ④ 要支援以上の介護認定を受けている方で、寝たきり又は認知症の状態にある方

給付内容 1ヶ月あたり6,000円分の紙おむつ券を交付します。
（毎年4月に12か月分交付します。）

なお、病院などに入院されている方で、紙おむつをその病院などから購入しているため、紙おむつ券が利用できない方については、領収書を提出することにより1ヶ月6,000円を限度におむつ代を補助します。（紙おむつ券が利用できない旨の病院などの証明書が必要です。）

申請手続 所定の申請書に医師の証明を受け、印鑑（領収書提出による申請の方は申請者名義の預金通帳）を持参の上、障がい福祉係に申請します。

10 就労

○就業相談の窓口

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークでは、障がいのある方の就労についてきめ細やかな相談に応じています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
ハローワーク日光	〒321-1272 日光市今市本町 32-1	22-0353	21-0219

開庁時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

障害者職業センター

障がいのある方に対し、職業能力・適正などの評価をはじめ、障がいの種類・程度に応じた職業相談、指導、就職後のアフターケアなど幅広い相談に応じています。また、事業主に対し、雇用管理サポートなど障がいのある方の採用や雇用管理に関する支援業務を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
栃木障害者職業センター	〒320-0865 宇都宮市睦町 3-8	028-637-3216	028-637-3190

障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の就業に関する相談を受け、様々な機関と連絡をとりながら、職業生活における自立を支援します。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
県西圏域障害者就業・生活支援センター『FIELD』(フィールド)	〒322-0068 鹿沼市武子 1566 希望の家内	0289-63-0100	0289-60-2588

11 療育・教育

○療育・教育相談の窓口

日光市の療育相談・教育相談

実施機関	相談内容など	電話番号
栃木県県西健康福祉センター	幼児教育・・・乳幼児健診などで継続的な経過観察や指導が必要となった幼児及びその保護者に対する、療育、養育など日常生活についての指導（会場：栃木県今市健康福祉センター）	0289 62-6224
栃木県今市健康福祉センター	精神保健福祉相談・・・引きこもり、不登校などについて医師・保健師による相談	21-1066
今市保健福祉センター（健康課）	子育て教室（発達編・心理編）・・・発達に課題のある乳幼児と家族などを対象とした臨床心理士による個別相談 あおぞら教室・・・健康診査などにおいて言語・コミュニケーションの課題があると思われる子と家族を対象とした言語聴覚士による個別指導	21-2756
日光市福祉事務所（子ども家庭支援課）	家庭相談員による家庭訪問（相談） 障がいのある児童の保育園や幼稚園への入園についての相談	21-5101
日光市教育委員会	今市地区教育相談室（日光市大桑町 136） 日光・足尾地区教育相談室（日光市御幸町 4-1） 藤原・栗山地区教育相談室（日光市鬼怒川温泉大原 1404-1） 学校生活や性格、就学（特別支援学校や特別支援学級への入学・入級）などの悩みのある小中学生とその家族が対象の教育相談員による相談	21-9130 54-0505 76-1240 教育委員会 21-5181
栃木県立今市特別支援学校	早期教育相談室「たんぼぼ」・・・障がいなどの課題を抱えるお子さんの教育・指導、就学・入学・教育相談	22-6417

総合教育センター

障がいのある子どもの発達や養育・教育などに関する相談、援助を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
栃木県総合教育センター	〒320-0002 宇都宮市瓦谷町 1070	028-665-7200	028-665-7217

○療育

保育園・幼稚園における障がい児保育

保育園や幼稚園では、心身に障がいのある児童で集団活動が可能な児童の受入を行っています。

	名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
公立	並木保育園	21-0616	中宮祠保育園	55-0258	おひさま保育園	22-4763
	日光保育園	54-0892	所野保育園	53-1411		
私立	大沢保育園	26-0113	さかえ保育園	26-0720	芹沼保育園	22-7171
	明神保育園	27-3211	杉の子保育園	21-2826	宝珠保育園	22-6464
	もりとも保育園	25-6991	すくやか保育園	25-5600	清流保育園	25-6411
立	今市幼稚園	21-1651	聖ヨゼフ幼稚園	22-3889	今市中央幼稚園	22-4625
	長畑幼稚園	27-0687	清滝幼稚園	53-3767	日光幼稚園	54-0814

※公立保育園については、保育課保育係（電話 21-5186）にお尋ねください。

※私立保育園・幼稚園については、直接園にお尋ねください。

※児童館については、落合児童館（電話 27-0058）にて受入を行っております。

障がい児通園施設

心身に障がいのある児童を対象に、家庭から通いながら、日常生活の基本的動作の指導や集団への適応訓練などを行っています。

名称	所在地	電話番号	FAX
日光市こども発達支援センター つばさ園	〒321-1262 日光市平ヶ崎 109 今市保健福祉センター内	22-2251	21-2968

○教育

特別支援学級・通級指導教室

日光市内の小中学校には、障がいの程度が比較的軽い児童生徒を対象に、障がいに応じた指導を行う特別支援学級が設置されています。

また、小学校や中学校の通常の学級に在籍している児童や生徒で、言葉や情緒面に軽い障がいがある方を対象に、その障がいの改善のための指導を行う通級指導教室が設置されています。

お問い合わせ先	日光市教育委員会学校教育課 21-5181
---------	-----------------------

特別支援学校

市内及び近隣市町にある特別支援学校

名 称	所 在 地	電話番号	FAX	設置部	対 象
県立今市 特別支援学校	〒321-1264 日光市瀬尾 1640-22	22-6417	22-7312	小・中・ 高等部	知的障がいの程 度が比較的重い 児童生徒
県立富屋 特別支援学校	〒321-2116 宇都宮市徳次郎町 39-1	028 665-2281	028 665-6681	小・中・ 高等部	
宇都宮大学 教育学部付属 特別支援学校	〒321-0061 宇都宮市宝木 1-2592	028 621-3871	028 627-4561	小・中・ 高等部	
県立盲学校	〒321-0342 宇都宮市福岡町 1297	028 652-2331	028 652-4602	幼・小・ 中・高等部 高等部専 攻科	視覚障がいのある児童生徒
県立聾学校	〒320-0072 宇都宮市若草 2-3-48	028 622-3910	028 624-6887	幼・小・ 中・高等部	聴覚障がいのある児童生徒
県立のざわ 特別支援学校	〒321-0973 宇都宮市岩曾町 1177-2	028 622-3650	028 683-6977	小・中・ 高等部	からだや手足が 不自由な児童生 徒
県立わかくさ 特別支援学校	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1	028 622-3650	028 643-3173	小・中学部	
県立岡本 特別支援学校	〒329-1104 宇都宮市下岡本 2160	028 673-3456	028 673-7150	小・中・ 高等部	慢性疾患や身体 虚弱などの児童 生徒
県立特別支援 学校 宇都宮青葉高 等学園	〒320-8506 宇都宮市京町 9-32	028 639-2080	028 639-2083	高等部	軽度の知的障が いがある生徒

※わかくさ特別支援学校及び岡本特別支援学校は、病院などに併設され入院治療を受けながら通学ができます。

12 余暇活動等

○障がい者団体

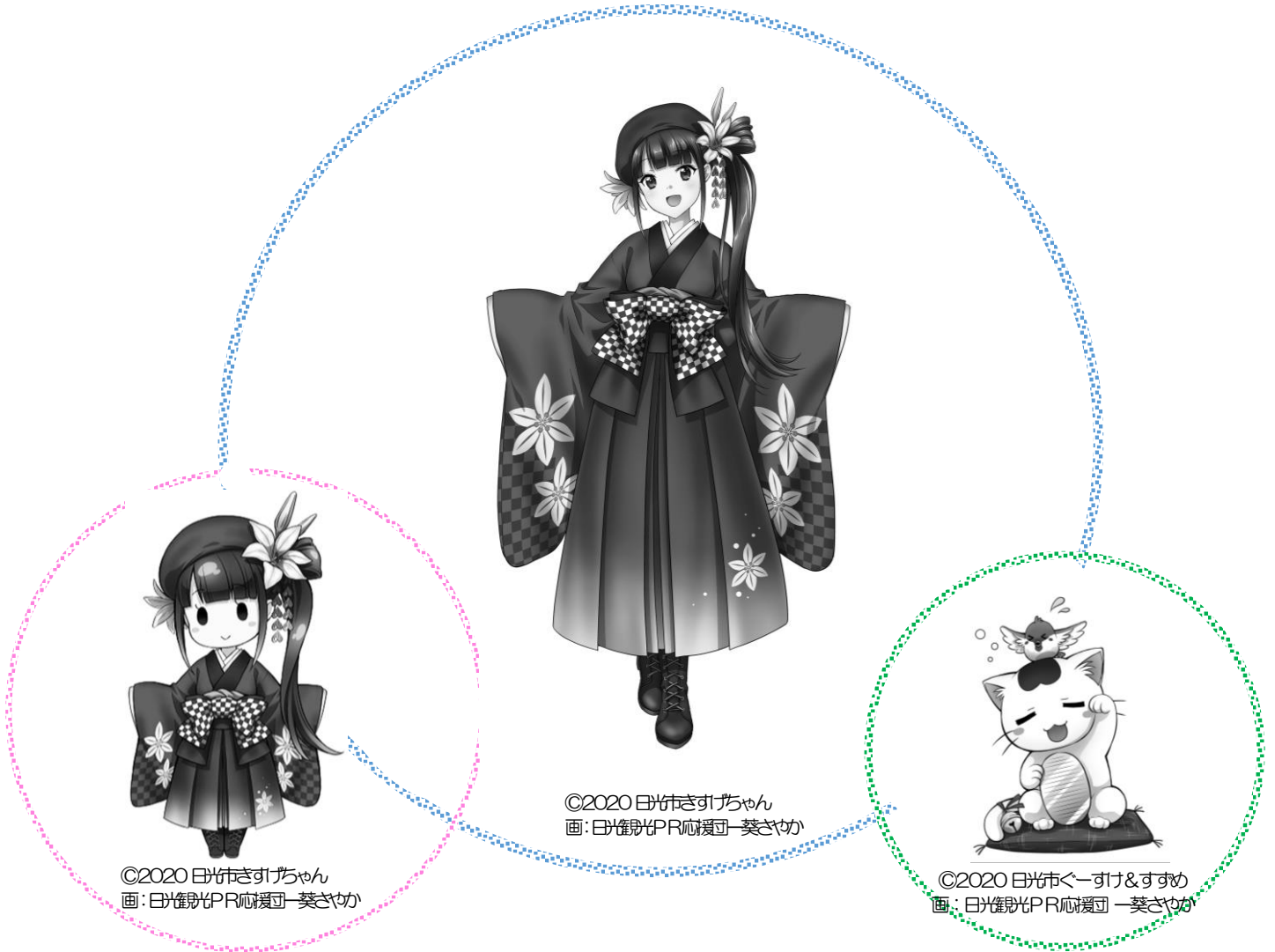
日光市内の障がい者団体

日光市内には下記の障がい者関係団体があります。会では、お互いに理解し、助け合い、会員相互の親睦を深めるため、研修旅行やレクリエーションなどの実施、スポーツ大会や県や市の主催事業に積極的に参加しています。ぜひご加入下さい。

団体の名称	対象者・年会費	問合せ・申込先
①日光市障がい者の会	②～⑤までの団体の取りまとめ	日光市社会福祉協議会 25-3070
②日光市身体障がい者福祉連合会	身体障がい者 (年会費:支部により異なります)	
③日光市肢体不自由児者父母の会	肢体不自由児(者)の家族 (年会:1,000円)	
④日光市手をつなぐ育成会	知的障がい者(児)の家族 (年会:2,500円)	
⑤日光地区精神保健福祉会 (日光地区やしお会)	精神障がい者の家族 (年会:3,000円)	ふれ愛の森 22-7438
⑥県西自閉症児親の会 (あゆみの会)	自閉症スペクトラム児(者)とその家族 (年会費:新規9,000円・継続6,000円)	栃木県自閉症協会 028-612-6477

その他県内の障がい者団体

栃木県身体障害者団体連絡協議会 028-678-4401／栃木県身体障害者福祉連合会 028-624-8408／栃木県視覚障害者福祉協会 028-625-4990／栃木県聴覚障害者福祉連合会 028-621-8010／栃木県聴覚障害者協会 028-621-8010／栃木県中途失聴・難聴者協会 0285-51-1325／栃木県肢体不自由児協会 028-621-3031
 栃木県心身障害児者親の会連合会 028-621-3031／栃木県手をつなぐ育成会 028-624-3789／栃木県特別支援教育手をつなぐ親の会 028-627-3603／栃木県自閉症協会 028-612-6477／おひさまクラブ 0282-24-8065／ゆずりは(LD等発達障がい児者親の会)／栃木県筋ジストロフィー協会(休会中)
 栃木県言葉を育む親の会 0285-24-1300／栃木県重症心身障害児(者)を守る会 0285-44-0616／栃木県肢体不自由児者父母の会連合会 028-621-3031／日本ダウン症協会栃木支部 028-634-7435／栃木県オストミー協会 0284-43-0144／栃木県喉摘会(小山教室 0280-56-0187)(宇都宮教室 028-622-1234)／全国脊椎損傷者連合会栃木県支部 090-2666-4345／栃木県頸椎損傷者連絡会 028-623-0825／栃木県精神保健福祉会 028-673-8404／栃木県断酒ホトトギス会 028-678-9969／日本てんかん協会栃木県支部 028-627-9006／日本網膜色素変性症協会栃木県支部 028-648-9811／栃木盲ろう者友の会ひばり 028-621-0860／骨形成不全友の会栃木支部 0289-65-7474／とちぎ脳卒中者と家族の会かけ橋 028-662-1712／とちぎ高次脳機能障害友の会 0285-38-6485／日本心臓ペースメーカー友の会栃木県支部 028-627-2333／栃木県車椅子の会 0285-84-0771／栃木障がいフォーラム(TDF)0285-84-0771 栃木県言友会 090-3138-1507／人工内耳友の会[ACITA] 栃木支部 028-673-0769／栃木県障害者スポーツ協会 028-624-2761
 その他の各種競技団体として、卓球、車椅子バスケットボール、車椅子マラソン、スキー、グランドソフトボール(視覚障がい者)、身体障がい者野球、シッティングバレーボール、フライングディスク、身体障がい者アーチェリー、車椅子ダンス、身体障がい者陸上競技、エアロビクスダンス、サウンド・テーブルテニスクラブ、グランドゴルフ(脊髄損傷者)、吹き矢(脊髄損傷者)、フロアバレー(視覚障がい者)などがあります。くわしくは、各障がい福祉担当にお問合せください。



©2020 日光きすげちゃん
画：日光観光PR応援団一葵さやか

©2020 日光きすげちゃん
画：日光観光PR応援団一葵さやか

©2020 日光きすげちゃん
画：日光観光PR応援団一葵さやか

◇ 日光市障がい福祉支援マスコットキャラクター ◇

日光市障がい福祉支援マスコットキャラクター「きすげ（きすげちゃん）」と「ぐーすけ&すずめ」を市内在住の漫画家で日光観光PR応援団の一葵さやかさんが描きました。「きすげ（きすげちゃん）」は日光市の花「ニッコウキスゲ」の花言葉が「心安らぐ人」と「日々あらたに」であることから、障がいのある方が「癒しと安心を得る」「障がいに負けずに前向きに日々を生きる」ことを支援していくキャラクターです。

例えば、障がい者自主製品の販売促進や周知促進を図るため、ひと目で「日光」の障がいのある方が製作した商品と分かるように、障がい者就労支援施設（事業所）の自主製品のパッケージデザインに使用するなど活躍してまいりますので、応援よろしくお願いたします。